

平成26年度 第3回三重県公共事業評価審査委員会議事録

1 日 時 平成26年 11月4日(火) 11時00分～16時40分

2 場 所 三重県吉田山会館 第206会議室

3 出席者

(1) 委員

安食和宏委員長、酒井俊典副委員長、木下誠一委員、新谷琴江委員、
鈴木宏委員、田中彩子委員、野地洋正委員、松尾奈緒子委員、森下光子委員

(2) 三重県

(農林水産部)	平野 農業基盤整備課長 ほか
	太田 水産基盤整備課長 ほか
(伊勢農林水産事務所)	神谷 水産室長 ほか
(県土整備部)	館 次長
	真弓 道路建設課長 ほか
	岡田 河川課長 ほか
	井戸坂 防災砂防課長 ほか
	松枝 港湾・海岸課長 ほか
(四日市建設事務所)	西澤 プロジェクト推進室長 ほか
	柘植 事業推進室長 ほか
(伊勢建設事務所)	大江 事務推進室長 ほか
(熊野建設事務所)	梅川 事業推進室長 ほか
事務局	水谷 県土整備部副部長
	加藤 公共事業運営課長 ほか

4 議事内容

(1) 三重県公共事業評価審査委員会開会

(公共事業運営課長)

お待たせ致しました。定刻となりましたので、只今から平成26年度第3回三重県公共事業評価審査委員会を開催致します。

本日の司会を勤めます、公共事業運営課長の加藤と申します。どうぞよろしく
お願い致します。さて、本委員会につきましては原則、公開で運営する事となっ
ております。委員長、本日の委員会は傍聴許可をさせていただいてよろしいでし

ようか。

(委員長)

委員の皆さんいかがでしょうか。本日の審議は公開で行う事で、傍聴許可してよろしいでしょうか。

(委員)

はい。

(委員長)

うなずいていただきましたので、それでは傍聴を許可いたします。

(公共事業運営課長)

傍聴の方、お見えでしたら入室よろしくお願ひいたします。本日の委員会につきましては10名の委員中8名の委員にご出席いただいております。あと1名の委員につきましても、追っかけ参加していただけるとお聞きしております。以上でございますので、三重県公共事業評価審査委員会条例第六条第2項に基づきまして、本委員会が成立致します事をご報告いたします。それでは、議事次第2番以降につきまして委員長に進行をお願いしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

(2) 再評価・事後評価対象事業の審査

(委員長)

はい。よろしくお願ひいたします。それでは、只今から、議事次第の2評価対象事業の審査を行います。尚、本日の委員会の終了時刻は概ね17時頃を予定しておりますが、審査6事業と多くなっております。説明については、簡潔明瞭に行い、スムーズな議事進行にご協力をお願いします。それでは、まず、事務局からの説明をお願いします。

(事務局)

公共事業運営課の山本でございます。事業につきまして、説明させていただきます。本日、ご審査をお願いいたします事業は、赤いインデックスの4の審査対象事業一覧表の審査欄に○印がございます。9番の宇治山田港海岸、10番の国道477号四日市湯の山道路、この2件は再評価でございます。次に、一覧表の裏面でございます。こちらは、事後評価になりますが、507番の大堀川河川事業、508

番の丈六谷川砂防事業、509番の中野谷川砂防事業、510番の五ヶ所港海岸の海岸事業の4事業でございます。再評価2事業と、事後評価4事業合わせて6事業になります。

続きまして、赤いインデックス5をご覧ください。こちらには、本日、審議を行います6事業の概要を記載しております。次のページには、本日の案件につきまして、過去の再評価結果を記載してございます。本日の審査の際のご参考に頂ければと思います。尚、説明はお手元の資料6のうち、個別に青いインデックスがついた資料を用いて行います。事業主体から、事業概要と評価内容を説明いたします。委員の皆様への質疑応答につきましては、各事業の説明の後をお願いしたいと思います。また、事業主体の説明におきましては、専門用語などをできるだけ解りやすく説明いたしますが、ご不明な用語などがございましたら、説明中でも好きにご質問頂きたいと思っております。説明の順番につきましては、赤いインデックス資料1の議事次第4にしたがって行います。1事業15分以内で説明いたしますので、1事業ごとに質疑応答を行わせて頂きます。午前中に、海岸事業の9番宇治山田港海岸と、510番の五ヶ所港海岸の2事業の説明を致します。その後、お昼休みを挟みまして、午後からは、507番の大堀川の河川事業、10番の国道477号四日市湯の山道路、道路事業でございます。と、砂防事業508番の丈六谷川、509番の中野谷川の2事業の順番で説明いたします。

尚、時間管理の観点から、ベルを用います。13分経過で最初のベル、以降15分経過で2度目のベルを鳴らさせていただきます。説明者の方につきましては、15分という事で、時間厳守をお願いいたします。本日審査をお願いいたします事業についての説明は以上でございます。

(委員長)

今、説明いただきましたが、いかがでしょうか。委員の皆さん、只今の説明につきまして何かご意見・ご質問はございますか。本日の全体的な説明ということですが。はい、特にない様ですので、それでは、只今から評価対象事業の審査を行います。先ほど事務局から説明がありました通り、事業の説明を受けることといたします。尚、本日の審議予定としましては、午前中に2事業の説明を受ける予定としておりますので、説明の方は、簡潔明瞭をお願い致します。それでは、海岸事業についての説明を、お願い致します。

9番 宇治山田港海岸

(伊勢建設事務所 事業推進室)

伊勢建設事務所事業推進室長の大江と申します。よろしく申し上げます。それ

では、海岸事業9番、宇治山田港海岸侵食対策事業の再評価結果をご説明いたします。

本事業は、平成12年度に事業が採択され、平成21年に再評価を実施した後、5年が経過し、尚、継続中の事業であることから、公共事業再評価実施要綱第2条(3)に基づき、再評価を行うものです。それでは、再評価書にそってスクリーンでご説明します。

はじめに、事業目的及び内容のうち、宇治山田港海岸二見地区の概要につきまして説明します。宇治山田港海岸二見地区は、伊勢湾西岸の南部に位置し、五十鈴川河口から夫婦岩の方向に直線的に延びる延長約3.5kmの海岸です。当海岸は、古くから二見興玉神社の夫婦岩で名高く、白砂青松の名勝地「二見浦」として全国に広く知られており、平成18年7月には国指定名勝に指定されました。また、当地域は伊勢志摩国立公園の第2種特別地域に指定されており、明治15年には、日本初の国指定海水浴場に、平成8年には「日本の渚100撰」に選ばれています。

次は海岸背後の状況です。こちらは航空写真です。当海岸の背後地には国道42号やJR参宮線などの幹線交通網があります。二見工区は、夫婦岩や歴史的な雰囲気を残す旅館街も広がり、多くの観光客で賑わい、当海岸堤防は散策や夕涼みなどに利用されています。今一色工区の堤防の背後は人家が密集し、人口が集中する地域であり、今一色小学校や二見中学校など重要な施設があります。

続きまして、当海岸の現状について説明します。現在の堤防は、伊勢湾台風による被災を契機に昭和36年までに築造されました。築後50年以上が経過していることから、施設本体のクラックや沈下がみられるなど老朽化が進んでいます。また、砂浜の侵食状況ですが、過去の汀線と現状の汀線位置を比較しますと、大正9年には広いところで100m以上、昭和34年には50m規模の浜幅があった汀線が大きく後退し、五十鈴川周辺の一部を除くほとんどの領域で15m以下にまで侵食され、高潮や波浪等に対する安全性が低下している状況となっています。

続きまして、台風等による高潮時の越波被害状況についてご説明します。写真は、平成13年8月の台風11号による越波状況と浸水被害の状況です。このように、台風などの高潮時には波が堤防を越える越波被害が発生するなど、背後の旅館街の安全が危惧される状況となっています。こちらは、平成23年9月の台風12号来襲時の今一色工区と平成24年9月台風17号来襲時の二見工区の写真です。いずれも未整備箇所であり、毎年のように訪れる台風や低気圧の来襲波浪が堤防を越波しています。平成24年9月の台風17号では12棟の建物浸水被害も発生しています。

続きまして、事業目的および実施内容についてご説明いたします。本事業では「海岸侵食の進行を防止し、海浜の安定を図るとともに、波浪や高潮などの越波による浸水を未然に防ぎ、背後地の生命・財産を守る。」ことを目的に、全体計画

延長 3,518m の堤防整備を進めています。

続きまして、全体事業計画についてご説明いたします。事業区間は、背後地に旅館街を擁する二見工区の 758m と、人家が密集している今一色工区の 2,760m に分かれています。全体延長は 3,518m です。各々の工区は異なる対策工法を計画しており、二見工区は面的防護対策、今一色工区は線的防護対策を計画しています。全体事業費は 56 億 9,400 万円で、事業期間は、平成 12 年度に着手し、平成 34 年度を完成予定としております。

二見工区についてご説明いたします。二見工区の延長は 758m であり、「自然景観の阻害を考慮し、親水性を高めた階段工による堤防改良」、「砂流出防止のための突堤工の新設」、「海浜の整備」を組み合わせた面的防護方式による整備を行っています。茶色が堤防改良で、灰色が突堤工、黄色が養浜工となります。施設の概要は、堤防改良 758m ・突堤工 5 基・養浜工約 55,000 m²(約 12 万 m³)です。

今一色工区についてご説明いたします。今一色工区の延長は 2,760m であり、伊勢湾台風級の高潮・高波の浸水を防ぐため、堤防の天端高さをかさ上げした線的防護方式による整備を行っています。茶色の部分が堤防改良となります。施設の概要は、標準断面図にありますように堤防天端高を D.L.+5.0m から D.L.+6.5m まで 1.5m かさ上げする堤防改良 2,760m です。

二見工区の事業の進捗状況について、ご説明いたします。二見工区では背後の旅館街が海に隣接しており、実際に越波被害が発生していることから、緊急性が高いと判断したため、平成 12 年度に今一色工区よりも先に着手しております。黒色に着色されているところが平成 26 年度末までに完成する部分となります。堤防工等の整備については、全体計画 758m の内 610m を進めております。突堤工については、1 号・2 号・3 号の突堤が完成しています。今年度の工事で 4 号突堤と 5 号突堤の一部が完成する予定です。養浜工については、約 55,000 m²(約 12 万 m³)の内、1 号から 2 号突堤間約 13,000 m²(約 2.9 万 m³)と 2 号から 3 号突堤間の約 12,000 m²(約 2.3 万 m³)が完成しています。

こちらは、現在の二見工区の状況写真となります。前のスライドでもご説明いたしましたが、突堤は 1 号・2 号・3 号が完成しているほか、今年度 4 号・5 号の一部が完成します。養浜工については 1 号から 2 号突堤間は完成しており、今年度 2 号から 3 号突堤間が完成しています。

こちらは整備後の台風通過時の越波状況です。写真中央の突堤の手前は整備済区間、突堤の奥側は未整備区間です。奥側の未整備区間では波が堤防を越波しておりますが、手前側の整備済区間では、養浜された浜で高波が低減されていることがよくわかります。このように、整備が完了した区域では、所要の防護機能が発揮されております。

続きまして、今一色工区の事業の進捗状況についてご説明します。二見工区に

において海岸整備による一定の効果が得られてきたため、また今一色工区から強い要望があった為、平成 25 年度から今一色工区にも着手しました。黒色に着手されているところが、平成 26 年度末までに完成する部分となります。堤防工等の整備については、全体計画 2,760m の内 90m を進めています。

こちらは、今一色工区の現在の状況写真となります。左下の写真は施工している状況となります。右下の写真は 1.5m 嵩上げした写真となります。既設堤防がありますのでその高低差がわかります。再評価書にありますように、二見工区と今一色工区を合わせた事業の進捗は、全体事業費 56 億 9,400 万円に対して、21 億 6,000 万円が完了しており、全体の進捗率としては約 37.9% が完成となります。厳しい財政状況ではありますが、地元の要望も強く、平成 34 年の完成を目指し事業を進めております。

続きまして、事業を巡る社会状況等の変化についてご説明いたします。平成 25 年は、『第 62 回神宮式年遷宮』を契機として、宇治山田港海岸周辺に位置する二見興玉神社など、伊勢市二見町への観光客も大幅に増加しております。また、東日本大震災の経験から、地域住民の防災意識が高まり、イベント的な避難訓練から住民自ら考え意識啓発する訓練が実施されるようになってきています。加えて、観光客が著しく増大したことから、地元住民だけでなく観光客も対象とした避難誘導體制の強化が求められるようになり、伊勢市と連携し、観光客を対象とした津波啓発看板及び津波誘導看板を設置する予定です。

続きまして、費用対効果分析の結果について説明します。こちらは、海岸整備を行わなかった場合に、宇治山田港海岸の背後が 50 年確率の高潮・高波により、どのように浸水するのかを示した浸水想定区域図になります。着色が水色から赤色になるにつれ、浸水深が大きくなります。海岸整備を行うことにより、海岸背後への浸水は起こらなくなりますので、この浸水被害額を整備による浸水防護便益として計上しております。

海岸事業の費用便益分析指針に基づき、海岸事業が完了してから 50 年後までを対象に、費用と便益を算出しました。前回再評価時の B / C は、便益は約 1,424 億円、費用は約 43 億円で、B / C は 33.5 であったのに対して、今回の評価結果は、便益は約 1,525 億円、費用は約 53 億円で、B / C は 28.7 と若干小さい値となりました。変化の要因として、便益は、平成 21 年の資産評価額より平成 26 年の資産評価額の方が低下した産業が多かったため減少し、費用は、工事の前倒し（早期投資）により、現在価値でみた費用が増大したためです。

その他の効果として、工事計画における自然環境の調和について説明します。当海岸は伊勢志摩国立公園特別地域および国指定名勝「二見浦」となっていることから、現在の自然景観を損なわないよう関係省庁との調整を図り、事業を進めています。具体的な工法としては、堤防改良のコンクリートに着色顔料を混入し、

海浜景観になじむグレー色としています。また、1号突堤天端の遊歩道工については、学識経験者の意見も取り入れ、観光地景観に配慮しながら整備を行いました。

続きまして、地元の意向についてご説明いたします。台風等の高潮時には波が堤防を越える被害が発生している状況であり、既存堤防施設の老朽化及び海浜部の砂浜侵食から早急な施設整備が求められています。また、対策工法については地元関係者協議・調整を行った結果、自然災害からの防護効果のみならず、漁業を中心とした生態系、夫婦岩と関連する自然景観、宿泊施設利用者の海浜利用の上でも最適な工法の採用が求められています。近年は、台風も大型化する傾向にあるなど、甚大な被害をもたらす可能性が高いことから、事業の必要性およびその整備促進を求める機運は一層高くなっています。

続きまして、コスト縮減についてご説明します。突堤天端の遊歩道工について、当初計画においては景観に配慮して石張舗装として計画していましたが、比較的安価で同等の効果を持つコンクリート洗出し舗装に見直しを行い、文化庁より許可を得ています。その結果、工事費にして約2,000万円のコスト縮減となりました。

続きまして、代替案の可能性について説明します。海岸保全施設については、線的防護方式又は面的防護方式による整備が考えられます。二見工区については、背後の社会環境を考慮すると自然景観を阻害する線的防護方式ではなく、既設堤防の高さを変えずに高波を強制的に砕波させる工法を組み合わせた面的防護方式が妥当と考えます。今一色工区については、海岸堤防に隣接したところで海苔養殖等の漁業活動が盛んなことから、海域の改変面積が小さく現状の環境を維持できる線的防護方式が妥当と考えています。

続きまして、再評価の経緯につきましてご説明します。前回の事業評価では、「今後、周辺環境や多様な利用形態に配慮しつつ、計画どおりに防災効果が発現されるような事業を進められたい。」とのご意見をいただきました。当海岸は、国立公園や名勝地にも指定されているため、環境省や名勝二見浦管理運営委員会、地元関係者等との調整を図りながら海岸整備を進めており、海岸へアクセスが容易になるスロープの設置や突堤天端の遊歩道整備を行い、多くの方々に利用していただいております。また、可能な限り重点投資を行うとともに、防災効果が早期に発現されるよう工事発注にも工夫を行い、効率的な事業進捗を図っています。

最後に、事業主体の対応方針についてご説明します。三重県公共事業再評価実施要綱第3条の視点を踏まえ、再評価を行った結果、当事業を継続し、一層効果的な事業執行に努め、早期に事業効果が発揮できるよう事業を推進したいと考えておりますので、よろしくご審議いただけますようお願い申し上げます。以上でご説明を終わらせて頂きます。よろしく申し上げます。

(委員長)

はい。ありがとうございます。それでは、委員の皆さん、この評価が妥当であるかどうか、評価の妥当性について何か、ご意見・ご質問などはいかがでしょう、よろしくお願いいたします。

(委員)

現時点の進捗率が 37.9%というお話だったと思うのですが、平成 34 年までに終了する予定で、今、取り組まれていると思うのですが、それは大丈夫なのでしょうか。

(伊勢建設事務所 事業推進室長)

今年度も、3 億円以上の予算を投資して、重点投資を行っております。平成 34 年に完成できるように集中的にやっていきたいと考えておりますので、現段階では 34 年を目標に執行しております。

(委員)

後もう 1 点、養浜工の砂と言うか材料なんです、これはどこから来ているのでしょうか。

(伊勢建設事務所 事業推進室長)

名勝指定の二見浦ということで、色々、色とか指定がありまして、平均 5 mm の砂を伊賀の方からと松阪と東紀州の方から持って来まして、それをブレンドして使用しております。

(委員)

これが結構高いんじゃないかなと思うのですが、それは景観上致し方ないという事でよろしいでしょうか。

(伊勢建設事務所 事業推進室長)

そうですね。景観上、色々、文化庁とかと協議して、こういうのを使っているという事です。現場発生材を使うっていう事ではなく、砂を持ってきて使用しております。

(委員)

それとあの、汀線が、たぶん工事をやったのでかなり下がるのが軽減されてい

るというか、やったところについては下がらなくなっていると思うのですが。維持管理費の中で、将来的に、やっぱ下がってくるが見込まれる様な所があると思うので、現状としてどのような状況でしょうか。

(伊勢建設事務所 事業推進室長)

終わったところについてはですね、毎年、測量の方を実施して経過を見てるんですけど、現状、今のところは大きく下がっているところはございませんので、しばらく様子を見ながら進めて行きたい。今のところ大きく変化の方はありません。

(委員長)

委員の皆さんいかがでしょうか、ご意見・ご質問などお願いします。

(委員)

二見工区の計画について、ちょっとお伺いしますけれども。突堤が5本あるという事なんですけど、先ほどの説明で、遊歩道がですね、突堤のコスト、舗装改良する事によってコストダウンなんですけども、この遊歩道というのはすべての突堤に付いている物なんでしょうか。

(伊勢建設事務所 事業推進室長)

1号突堤っていいまして、一番夫婦岩に近いところにあるんですけど、1号突堤だけでございます。

(委員)

だけですね。

(伊勢建設事務所 事業推進室長)

突堤の先へ行くと夫婦岩がよく見える状況となっていますので、1号突堤だけです。

(委員)

それ以外の所は、天端は、石が積んである状態なんですか。

(伊勢建設事務所 事業推進室長)

そうです。

(委員)

それとですね、砂浜が沖に流れて行かない様に水中に潜堤って言うんですか、そういうのが設けられると思うんですけども、これは、突堤があることでそういう対応が必要ないと言う様に判断されたのか、せっかく作った砂浜が流れ出さないかどうか、その辺の対策はどう言うお考えなんでしょうか。

(伊勢建設事務所 事業推進室長)

突堤を作った事によってですね、流れないと考えております。

(委員)

それは、大丈夫なんでしょうか。

(伊勢建設事務所 事業推進室長)

大丈夫だと思います。

(委員)

その辺の検討はされていると。

(伊勢建設事務所 事業推進室長)

はい。

(委員)

そういう事ですね、わかりました。あと、津波が想定されると思うんですけども、それについてはどう言う風にお考えですか。

(港湾・海岸課長)

港湾・海岸課でございます。松枝と申します。よろしくお願ひ致します。津波については、L1 といつて比較的頻度の高い津波ですね、比較的頻度が高いつていうのは、年月で言うると 100 年～150 年です。それを、国も比較的頻度が高いと言つていますので、その比較的頻度の高いレベル 1 (L1) 津波に対して、どんな津波が来るかを、今、解析しております。それで、今年の 3 月に、防災対策部が、L1 の津波が、三重県の海岸にどんな高さで押寄せるか公表いたしました。外海から、遠いところの地震の震源から L1 の津波が押寄せてまいりますと、堤防の近くまで来ると、海底の深さが浅くなり、堤防という構造物がありますので、若干、せり上がりもあるのかなと思つております。そういったせり上がりも含めて、どんな具合の高さになるか、防災対策部が公表した L1 津波に、若干+ α があると

思いますので、その辺を今、分析・解析中でございますが、まだ結論が出ておりません。今のご質問に対しての1つのおおまかなものさしで申しますと、夫婦岩に近い茶屋地区の面的防護をやっております所は、防災対策部が出したL1の津波が5.0m高さで押寄せると言う風に公表しております。それに対して、茶屋地区の今の堤防の高さは3.77mです。という事は、5.0mの津波が推定通り来ますと、若干高さが足りないということになります。一方、今一色地区の線的防護でやらして貰ってる所ですね、隣同士の区間なんですけど、防災対策部のL1が若干、海底勾配とかいろんな地形とか関係があるので、4.6mという風に出しております。それに対して、今一色工区は6.0m（後ほどの説明で5.27mに訂正）で計画しておりますので、今一色工区はL1という津波が来ても、競り上がりも若干あってもセーフかなと。一方で、茶屋地区はちょっと5.0mに対して4mちょっと切るくらいですので、計算上ちょっと難しいかなって事なんですけど、今この説明しております、侵食対策事業で前からやっておりますので、これはこの事業として、この高さで進めさせて頂きたいと、L1の高さがちょっと足りないにしても、減災効果って言うのは間違いなく出ておると思いますので、それをL1並みに上げるかどうか、今後検討課題だと考えております。

（委員）

わかりました。

（委員長）

その他、ご意見などいかがでしょうか。

（委員）

すいません。これは、よかったなと思う事なんですけど、この石張り舗装からコンクリートにされたコスト縮減についてですが、きっと車椅子の方だったら、石張りやったら少し押すのに大変さがあったでしょうけど、コンクリートにしたことで障害者にとってはいいかなと思います。しかしながら、この洗出し舗装ですか、これって言うのは、濡れた時にはこうザラットした荒い舗装なんですか。スルとした舗装でしたら、結構今度は滑りやすく、雨でちょっと濡れた時は滑りやすいですが、これって荒い目の舗装って言うことですか。こういう点を配慮されて、これ両方の面でよかったなと思いましたので、ちょっと感想を言わせていただきました。

（伊勢建設事務所 事業推進室長）

ありがとうございます。

(委員長)

今の件については、質問でもあったと思うんですが、濡れた場合に滑りやすいのではないかという心配については大丈夫ですか。

(伊勢建設事務所 事業推進室長)

大丈夫です。はい。

(委員)

あのデコボコが有るようなザラーとした舗装なんですよ。

(伊勢建設事務所 事業推進室長)

そうですね。ツルツルじゃなくザラーっとした。

(委員)

すいません。パワーポイントの 13 を出して頂いて、今、ご説明を聞いててこう思ったんですけれども、二見工区の方は景観が重要って事で、堤防を上げずに面的防護方式でされたっていう所で、もうこれは本当に明らかに台風の時に、未整備区間の方は非常に波が堤防のところまで来ていて、かなり砕波というんですかね、それがこの海の中に作ってあるのだらうと思いますが、お聞きしたいのが、それがどういう物でその砕波をされているのかお聞きしたいのと、もう 1 つは、例えば、ここは景観が大事にと言う様な事でこれでいくんでしょうけれども、面的な方と線的な方と両方やったらもっと効果が今後出てくるのか。お金はかかるけれども、津波の事も含め、今後そういう工法は考えられるのかどうか、2 点お聞きしたいです。

(伊勢建設事務所 事業推進室長)

まず、面的防護方式っていうのは、緩傾斜護岸と突堤と養浜ってことですね。前に、砂がずーっとありましてそこで砕波されまして、まあ、この写真が 1 番よくわかるんですけど、砕波されて堤防までたどりつけない様な状態で、奥側の方はそういうのがありませんので堤防まで波が押寄せていると、この写真がよくわかるかなと思って、この写真を使わせてもらったんですけど。後、委員仰られるように両方やったらどうかというのがありますが、予算等もありますし、二見工区については面的防護を、まあ、旅館街等もあるって事ですね。向こうの、今一色のほうは高さをあげるってことですね、線的防護って読んでいるんですけど、そういう方向でやって、両方組み合わせではなくですね、それを、使い分け

てやっております。

(委員)

将来的に、例えばあんまり堤防を上げられない時に、その面的な方も考えて両方で言うような考え方はあるんですか。その、専門の方々の中で考えている中では。いや、あまりにもはっきりしているから、これ荒いんじゃないのって思いました。

(港湾・海岸課長)

基本的には、コストも考えながら面的防護か線的防護か、基本的には2択なんですけど、三重県の海岸もいろんな状況とか背後地の状況、人家の密集度とか、茶屋工区が観光地って言うこともありますので、色んな事を地域の意見を聞きながら選択しておりますが、中には面的防護をやりながら、堤防の天端を若干上げることもありえると思います。

(委員)

ありがとうございます。

(委員長)

よろしいでしょうか、他の委員の皆さん。はい、委員。

(委員)

すいません。今一色工区ですね、2,760mについてですね、五十鈴川と宮川からの砂の供給が少なくなったという事なんですけど、将来的にはですね、汀線の復旧っていうのがですね。これプラス養浜か何かを、計画されとるわけですか。

(伊勢建設事務所 事業推進室長)

今、おっしゃられた様に、供給が少なくなってるってのはあるんですけど、今一色工区の方はですね、養浜の方は考えておりません。線的防護の方で堤防の嵩上げて事で対策をしていくってことで考えております。こちらの方は特に海苔養殖が前のようにありましてですね、海の中を探すっていうのはちょっと非常に難しいと考えておまして、その方向で線的防護方式を考えております。

(委員)

そこでも、何か、その50mとかですね100mとかなんか汀線がですね、後ろの方に引っ込んだって話がでたんですが、現状ではそのくらい引っ込んだんですか。

(伊勢建設事務所 事業推進室長)

昔、大正時代から比べると、100mあったってような話ですけど、今はもうほとんど無いような状態になっています。

(委員)

それは何か、その砂の、全国ですね 100 撰に選ばれたって事なんですけど、それは今も維持されとるわけですか。

(伊勢建設事務所 事業推進室長)

はい。今も二見工区の今一色側がですね、一様、海水浴場になっております。昔からの全国初の海水浴場というのは、夫婦岩よりもっと鳥羽側の方が、全国初の海水浴場に指定された所でございます。

(委員)

ありがとうございました。

(委員長)

私も聞きたかったんですが、面的整備は、要するに海水浴ができるようになって、その意味もあるからと思ってたんですが、それも含んでいるって事でしょうか。

(伊勢建設事務所 事業推進室長)

はい。海水浴場とは指定されてませんが、海水浴場として使って頂くのは、十分使えると思いますよ。使って頂ければと思っております。

(委員長)

私も、海水浴文化の発祥の地であるとはどこかで聞いたことがありまして、それはそれとして、今議論がありましたこの西側、今一色工区については、たぶんほっとけば侵食で無くなると思うんですけども。これは、だからなんといいますか、人々が砂浜で遊ぶ様な空間が無くなるけど、それはやむを得ないっていうか、そちらの方はもう、あまり手を加えるのも大変だから、砂浜が仮に消えたとしてもやむを得ない。そこで地元の人が遊ぶとか、潮干狩りをするとか、そういうのは多分失われそうなんですけども、もう、それについてはやむを得ないということになるんでしょうか。

(伊勢建設事務所 事業推進室長)

今の事業ではですね、浜の復旧までは考えておりませんが、現段階では、やむを得ないのかなと思うんですが。

(委員長)

今でももう、あまり西側にはそんなに砂浜は無いんですか。

(伊勢建設事務所 事業推進室)

現在、五十鈴川河口からですね、今工事してる所はですね、砂浜がほとんど無いんですけども、真ん中付近にこう出てる部分が既設のですね、ここに過去からですね、ブロックとか石とかで突堤を作ってるんですけども、そこには砂が付いてるような状況もありますので、そこを利用して、地元の方は海浜の利用はされてるところも一部残っています。

(委員長)

はい、わかりました。多分、言ってもきりが無いというか、三重県は海岸線が長いので、すべて守れといてもまあ不可能でしょうから。ただ、その辺りなるといいますか、海水準が上がっていずれ削られるだろう、無くなるだろうけど、それでいいのかって気持ちもあるものですから、少し言わせて貰いました。その他の委員の方、よろしいでしょうか。

(委員)

すいません。

(委員長)

はい。どうぞ。

(委員)

先ほどですね。L1 津波の見積もりのお話をお伺いして、非常に興味を持ったんですけども、その、茶屋地区の方で、予測よりも今の基準の方が低いから超えてしまうかもしれないって言う。それはそれとしてとおっしゃったんですけど、もしそうだとしたら、何か別の手立てをするって事もあるのでしょうか。

(港湾・海岸課長)

津波から近隣の住民の方の命を守る行政、海岸のハード整備により堤防で守る。それにはやっぱり限界がありまして、L1 っていうのが 100 年から 150 年という

頻度でございますが、ひょっとしたら、それよりも少し弱い地震の津波があるかもしれませんし、国が、理論上最大って言って、もっとすごい激しい事もあり得ます。今、国からもL1を考えて減災とか防災とかやっていけど、ハードです、そういうことになります。委員ご心配の、海岸の堤防で、高さの関係で完全で無いところもまだ津々浦々でございます。そういうところは、三重県も防災対策部とか色んな部で総合的にソフトも含めまして、避難対策、逃げてもらうことも含めて住民の方の命を守っていただくと、そういうことも当然考えてもらわないと、海岸堤防だけでは限界が残念ながらございますので。総合的にソフトハードと考えられる色々な方策で、住民の方とか自治会の方とかの協力も頂きながら、総合的にも守っていかないとという事で、私ども海岸を改修する立場と致しまして、それを少しでもいい具合に対応できるように、今後も限られた予算の中で、各海岸で緊急性の高い所はやりたいと考えておりますが、色々な総合的なことにも頼らざるを得ない。

(委員)

観光地だから、堤防が高くなったら困るって事もあるんですかね、景観上。

(港湾・海岸課長)

現時点で、侵食対策事業を手がける時には、観光地の事も考えて、内側から海側へのアクセスも考えて、この高さをキープして計画をいたしました。他の海水浴場であっても、特に県南部は津波が高いっていう傾向がございますので、その辺はそういう事も考えて、どんな高さにするかを知恵を絞っていくこととなります。

(委員長)

その他よろしいでしょうか。はい、それでは、この事業については特に無いようですのでここまでと致します。では、次の510番の事業の説明を受ける事とします。よろしくお願い致します。

510番 五ヶ所港海岸

(伊勢建設事務所 事業推進室長)

伊勢建設事務所の大江です。引き続きよろしくお願いします。それでは、海岸事業510番五ヶ所港海岸中津浜浦地区の海岸環境整備事業の事後評価結果につきまして、ご説明させていただきます。当事業は平成8年度に事業着手し、平成21年度に完成しており、事業完了後5年が経過しましたので、三重県公共事業事後

評価実施要綱第 3 条に基づき、事後評価を実施しました。それでは事後評価書に沿ってスクリーンでご説明いたします。

まず最初に、整備箇所の位置についてご説明いたします。今回事後評価を実施した五ヶ所港海岸中津浜浦地区は、南伊勢町にあります五ヶ所湾のほぼ中央に位置しております。五ヶ所湾は、急峻な地形に囲まれています。湾奥が深く波静かであるため、大型船の航行も可能な海域となっています。

次に事業目的についてご説明します。南伊勢町の五ヶ所湾には、海と山とを結んだ奥志摩地域の海洋性リゾートを拠点としたマリナー施設がありますが、海水浴に適した浜は存在しませんでした。そこで本事業は、海水浴を楽しむ事ができる人工海浜を持つ海浜公園を整備し、マリナーと合わせて総合的なレクリエーション機能を発揮することを目的として実施致しました。また、地域行事などが開催される地元の憩いの場としての利活用を期待していました。続きまして、目的にも記された周辺地域の海洋性リゾートなどの周辺施設を説明します。旧南勢町の施策として、農漁業体験型観光、自然体験学習型観光、海浜スポーツと漁業などの複合型観光の交流拠点として、図に示すような各種施設の整備がすすめられております。このため、これらのレクリエーション施設の中核となる海水浴場の早期完成が強く求められておりました。主な周辺施設を紹介いたしますと、近隣に志摩ヨットハーバーがございます。昭和 47 年から開業しており、ヨットのためのマリナーとしては、日本有数の規模を擁しています。続きまして、平成 12 年にオープンいたしました宿泊施設海ぼうずでございます。海ぼうずは、旧相賀小学校の校舎を利用した人や自然との交流が楽しめる多目的宿泊施設で、約 70 人が宿泊可能となっております。農業や漁業体験の学習の場としても利用されておりますが、耐震工事及び下水道工事のため、平成 25 年 12 月から平成 27 年 3 月まで休館中となっております。本事業は海水浴を楽しむことができる人工海浜を持つ海浜公園を整備し、周辺施設と合わせて総合的なレクリエーション機能を発揮すること。また、地域行事などが開催される地元の憩いの場としての利活用を目的としました。全体事業費は 14 億 500 万円で、平成 8 年度から事業に着手し、平成 22 年度に完成しています。実施した施設は、①の突堤 2 基の新設、②の護岸改良を 320m、③の人工海浜造成として養浜を 22,400 m²、土量として約 42,000 m³、④の潜堤は 163m、⑤の遊歩道は 320m、⑥の植栽は約 1,660 m²、⑦の休憩施設を 1 棟です。左上の平面図の中央の赤線部分の断面構成は、この様な形となっております。陸側から既設堤防、植栽、遊歩道、護岸、人工海浜、潜堤という配置となっております。画面の赤色部分が護岸で、波が陸上部に進入しないように背後を保護する施設でございます。この護岸により、遊歩道や植栽及び背後の民家などが防護されています。当海岸の護岸は、海浜へ容易に降りられるように、一部が階段状とされております。また、バリアフリーにも配慮し、スロープが 1 箇

所整備されております。その沖側が、浜幅 30mの人工海浜を整備しております。人工海浜の沖側には、養浜材流出防止のための潜堤が設定されております。なお、養浜材の沿岸方向への流出を防ぐため、人工海浜両端部に突堤を設定しております。

次に事業の効果についてご説明します。事業の効果としては、①右上の写真のとおり、斜路ができたことによる背後地からのアクセス性の向上、②海水浴シーズンには約 700 人の海水浴客が訪れ、他にも散策や浜遊びなどを含めて年間 5,000 人の訪問者による利用、③地域行事の盆踊りや関西の小学校の体験学習の場としての利用の 3 つが挙げられます。また、後ほどのアンケート結果でもご説明しますが、県内のみならず、南関東地方や近畿地方など県外からも訪問して頂いております。画面は、中津浜浦海岸の施設整備後の利用状況写真です。夏場の海水浴の他、様々なかたちで利用されている状況の写真です。地元の憩いの場として、あるいは他地域からの訪問客のレクリエーション場として利用されています。また、団体での利用としては、関西の小学校が修学旅行で訪れたり、体験学習の場としても利用されております。

次に、費用便益、B/Cの説明に移らせて頂きます。海岸事業において発生する便益は、浸水防護便益、侵食防止便益、飛砂・飛沫防護便益、海岸環境保全便益、海岸利用便益の 5 つに大別されます。本事業は海岸環境整備事業としての海水浴のできる海浜公園という観点から、5 点目の海岸利用便益により B/C を算出しております。海岸利用便益を算出する手法として、一般的な旅行費用法、トラベルコスト法を用いました。旅行費用法とは、当該施設を利用するのは利用者がそこにアクセスする費用以上の価値を見いだすから、という考えに基づき、訪問客のアクセス費用と訪問客数から便益を算出する手法です。今回の事後評価では、現地の海岸利用者を対象にアンケート調査を実施し、海岸利用者の片道所要時間、交通手段、片道料金などの情報を調査し、これらの情報を用いてトラベルコストを設定し、便益を算定しました。旅行費用法による便益の算出手順についてご説明します。中津浜浦海浜公園への訪問者数の調査を 7 月 1 日～8 月 31 日まで実施し、この結果から年間訪問者数を推定しました。海浜公園利用者アンケートを 7 月 21,22,31 日、8 月 14,15 日の 5 日間実施し、利用者の居住地・移動手段・移動時間・滞在時間・訪問目的等を把握しました。そして、調査・アンケートで得られた情報をもとに、居住地域別の旅行費用を算出しました。さらに、訪問者数調査結果と地域別旅行費用から便益を算出しました。このグラフは、7 月から 8 月に当海岸の訪問者数を調査した結果です。表のとおり、2 ヶ月間で約 1,600 人の訪問者があり、海水浴客数とその他のレクリエーション客数とはほぼ同じ割合となっております。こちらは、利用者アンケート結果から得られた、海岸利用者の居住地域別の内訳です。前回 10 月 7 日の概要説明の際にもご質問をうけた、

利用者の居住地域をこの表で把握しております。南伊勢町を含む県内からの利用者もおりますが、南関東地方や近畿地方など遠方からの利用者がございます。事業の完了にともない、各年間の事業費を実行値に変更するとともに、維持管理費を見直したほか、前述したようにアンケート調査により取得したトラベルコスト情報を用いて、再度費用便益費を算出した結果がこちらの画面になります。再計算の結果、総便益は約 26 億 3,000 万円、総費用は約 22 億 4,000 万円で、B/C は 1.18 となりました。

それでは、事業の環境面への配慮及び事業による環境の変化について、説明させていただきます。養浜材料は、背後地への飛砂の防止や海岸環境への影響に配慮して、もともと存在した浜の構成材料と同様の粒径の養浜材を用いました。この粒径の素材を用いたことにより、養浜材の流出等も発生しておりません。一方、人工海浜の整備により、漂流ゴミが漂着しやすくなったため、地元と協力して対応をしております。次に事業を巡る社会経済情勢等の変化についてご説明します。東日本大震災を機に防災意識が高まり、住民のみでなく海浜公園利用者の安全を守るため、避難場所や避難路を示す看板等が整備されました。また、本事業の実施により広い空間が創出されたことから、盆踊りなどの地域行事が行われるようになりました。

続きまして、この事業に対する県民の意見を把握するために、中津浜浦海浜公園背後地にお住まいの方々を対象とした住民アンケートも実施しましたので、その結果について説明させていただきます。アンケートは、全世帯に配布し、配布数は 160 部、回収数は 120 部で回収率は 75% でした。環境面では、全体の 87% の方が、景観が良くなった・どちらかといえば良くなったと回答しているほか、景観が悪くなった・どちらかといえば悪くなったと回答された方の 47%、全体では 6% ですが、利便性を高めるためにはやむを得ないと回答されていることから、人工海浜は、環境面でも一定の評価を得ているものと考えております。利用面については、利用目的は散歩、散策、夕涼みなどによる利用が多く、6% の方が毎日利用されているほか、32% の方が週 1 回以上利用されており、この事業の実施により、この海岸の利用が促進されているものと考えております。防護面については、人工海浜の整備により安心感が増した・どちらかというと安心感が増したを合わせると 68% と防護面でも効果が実感されています。事業全体については、全体の満足度としては 84% の方が、満足・どちらかといえば満足と回答している。そのうち 40%、全体の 33.6% が災害に対する安心感が高まった、20%、全体の 16.8% が海辺が利用しやすくなったと回答しており、人工海浜の整備は一定の評価を得ているものと考えております。一方、16% の方が不満・どちらかというと不満と回答しており、そのうち 35%、全体の 5% が計画に住民の意見が反映されていないと回答していることから、住民とのさらに踏み込んだ合意形成が課題として残

されているのではないかと考えております。

前回の事業評価では、下記 2 点の指摘がなされました。1 点目は、当事業は、当初計画時点において、類似海岸の利用状況や水質変化予測及び糾合性を踏まえた利用者予測などが行われておらず、事業の効果予測が欠けていたと思われる。従って、今後、新たに同種の計画をされる場合には、事業完了後のマイナス効果も予測して、それを回避するような計画に努められたい、ということでした。2 点目は、事業後、効果を発揮し続けられるように、事業中に地元自治体、地元住民と事業後の管理運営システム（清掃、イベントなど）の構築されたい、ということでした。現在、維持管理運営システムについては、海岸清掃や施設管理、イベント活用等を地元自治体・地元住民と連携し、実施しています。今後もこのような維持管理体制が継続できるようにしていきます。

今後の課題としては、前回の再評価での 2 点のご意見も踏まえて、1 点目、今回の事業では費用便益比からみて、当初の計画を下回ってはいますが、県内からだけでなく県外からも海浜公園をレクリエーションの場として利用されており、事業効果が一定程度発揮されていると考えていますが、今後同一事業を実施する場合には、利用者予測をより詳細に精査したうえで、事業効果を把握します。また、海岸環境整備事業の効果を今後も発揮し続けられるように、今回実施したアンケート調査結果等を参考にしつつ、さらなる利用促進を図っていきたいと考えています。2 点目、維持管理運営システムについては、海岸清掃や施設管理、イベント活用等を地元自治体・地元住民と連携し、現在実施していることから、今後もこのような維持管理体制が継続できるようにしていきます。この海岸環境整備事業の実施により、日常的な散歩や散策、浜遊びなどから、体験学習、盆踊りなど幅広く利用されるようになり、アンケート調査でも一定の評価を得ている一方、背後地の高齢化などによる維持管理の問題や、利用者のマナーの問題なども指摘されていますので、それらの課題に取り組みつつ、よりよい海岸を維持してまいります。以上で、説明を終了させていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

（委員長）

ありがとうございました。それでは、今のこの評価が妥当であるかどうか、その評価の妥当性についていかがでしょうか。委員の皆さん、ご意見やご質問をお願いします。委員さん、はい。

（委員）

県民のアンケートの中で、先程ご説明いただいたように、計画に住民の意見が反映された 9%、されていない 35%とありますけれども、実際には何かその、在

たったってことですよね。説明会のようなもので、住民の意見が反映されるような場が設けられてはいたが、それを十分だと感じた人と感じなかった人がいるってということなんですか。

(伊勢建設事務所 事業推進室長)

実際やって、説明させていただいて事業を実施しておるんですけど、その中で斜路、写真にも出てる斜路1つ付け足してはいただいておりますけど、もう一つ隣の浜にも例えば斜路を造って下さいとか、中々ちょっとこの事業では出来ないものもあったんですが、そこはちょっと説明不足もあったのかも分からないんですけど、出来ない事業と出来る事業で住民さんへの説明が若干足りない部分もあったと思うんですけど、もう一つちょっと道をつけてくれという強い要望がありましたので、それを今でも思っておられる方が見えるのかなということでございます。

(委員長)

よろしいでしょうか、はい、委員さん。

(委員)

今回のですね、これ委員会があった為にですね、アンケートとられたんですか。それとも毎年とられておるんですか。この経年変化はどうなんですか。入り込み客とかそういうのですね。

(伊勢建設事務所 事業推進室長)

アンケートにつきましては、この事後評価のためにやっております。経年変化というか南伊勢町全体ですね、観光客の数とかこの場所でピンポイントで、毎年はとっております。

(委員)

全体でですね、年間5,000人とか今話が出ましたね。これ今回夏場のところで1,593名ですか、ですね、それを何かその先程の計算方法によってですね、年間に、こう割り戻す方法がさっきの手法なんですよ。

(伊勢建設事務所 事業推進室長)

夏場の7月から8月にかけて実測しましてですね、それを推計して年間で5,000人ということで計算しております。実際測っているのは夏場だけでございます。

(委員)

その、冬場なんかずっと少ないですわね。それから、その同じ手法を使ってですね、逆算すると夏場のあれはどのぐらいになるんですか。それはまだ冬とってないから分かんないわけですね。要するに来客数が多いところで 5,000 いきますわね。

(伊勢建設事務所 事業推進室長)

測ってるのは海水浴もありますので、7月、8月で測っているのですが、別々の推計としては7月から8月、9月から6月という格好で推計しております。5,000人っていうのは出しております。

(委員)

冬場はどうなんですか。

(伊勢建設事務所 事業推進室)

夏場の実績は出させていただいてるので、2ヶ月で1,600人程度、それから冬場についてはそこから海水浴客を減らしましてかけておりますので月300人台ぐらいの数で計上をしております。

(委員)

かなり人数変わるわけですね。

(伊勢建設事務所 事業推進室)

そうですね。

(委員)

そうですね。ありがとうございました。

(委員長)

はい、よろしいでしょうか。その他は、委員さん。

(委員)

今聞かせてもらったんですけど、目標としてやっぱり集客の、最終的にはどれぐらいの数、5,000人を1万人にするとか、そのためにはどういう工夫をしたらいいとか、そういうことはあまり考えてないんですか。

(伊勢建設事務所 事業推進室)

一応、目標という形ではございませんのですが、今パワーポイントの 10 番で出させていただいているのは、地域の色々なイベントには使っていただいていますというのと、盆踊りとかに使ってもらいます。集客については、右上の修学旅行者、特に関西・関東、年間 10 校、15 校ぐらいは南伊勢町さんと協力しながらというものなんですけど、途中周遊ルート、これお昼ご飯を食べる場所に使っていただいとるということで、色々な形での集客は目指しとるんですけど、なかなか海水浴客として行くと、また地元の方もいろんなマナーの関係で、ということで難しいところもありましてですね、集客も目標値として上がっているんですけど、なかなか地元は、あんまり言ってくれるなということもあったりとかいうことで、なかなか難しい面もあるのかなと、県としては集客を目標にしております。

(委員)

まあ取り合えずね、やっぱり 1 万人なら 1 万人とか、いわゆる目標を持って、それで、じゃあどういう課題があって、それに対してどうするかいうとこね、やっぱり具体的にやってもらった方がいいんじゃないかと思えますけど。

(委員)

委員長。

(委員長)

今の件は、よろしいですかね。どうぞ、はい。

(委員)

私も同じような質問になるんですが、ちょっとこれ見せていただいて集客人数がちょっと少ないかなという感じがするんです。便益数もギリギリかなって感じがするんです。これだけね、ヨットハーバー、自然村、愛洲の里ですか、芸の里、こんなにたくさん色々なものができているんですからね、もう少し工夫して集客をしないと、ちょっとこの集客では、この維持管理費と建設費からすると、集客はもう少しほんとに考えていただかないと、ちょっとこの便益は頭を傾げたいなあと思うところはあります。

(伊勢建設事務所 事業推進室長)

委員のおっしゃるようになりますね、色々な施設がありますので、色々な観光力・企業努力をですね、していきたいと思えます。この志摩ヨットハーバーというのは五ヶ所海の駅にも指定されておりましたですね、ヨットの日本ヨットレースの

最も歴史あるパールレースというものがございまして、そのスタートするところがここにございまして、昔には石原裕次郎のですね、ここにヨットを置いとったようなところでございましてですね、そういうのもアピールしながらですね、もっと人を集めたいなと思っております。

(委員)

私も同じようなお話ではあるんですけども、便益出すのに何人の方が見えてかっていうことを数値に置き換えて便益出しているからには、ある程度以上来ていただかないと便益が1を切ってしまうんじゃないかという危惧がある中でですね、パワーポイントの21の前回平成17年度の事業評価では下記の2点の指摘がされたというところで、下の方のね、この事業を行っている最中でしたんですよね、平成17年の。その間に地元自治体、地元住民と事業後の管理運営システムの構築をされたいという評価のところに出てきた、これを実施されて海岸の清掃とかを地元の方がされてる写真がありましたけれど、また盆踊りをしている写真もありましたけれど、こういう事業をしている最中に地元にこういう働きかけをするっていうのは、伊勢建設事務所さんの仕事として投げ掛けをするというのはお仕事の中に入っているんですか。そこのところがちょっと聞きたいです。

(伊勢建設事務所 事業推進室長)

施設を作りましてですね、供用していく中でですね、この維持管理をしっかりしていくというのがうちの業務の一部と考えております。

(委員)

ですから、色々投げ掛けをしていただいて、今この時に指摘があるような形をとっていただいているという中で、先ほどちょっとおっしゃられた、あんまりたくさん来てもらうとまた地元の方がどうのって言うのは、色々ゴミの問題とか清掃が全部ボランティアですよね。結局お金をかけて清掃するというわけではないわけですよね。

(伊勢建設事務所 事業推進室長)

若干の維持管理費というのがございますけど、地元の方と一緒にですね、地元の方にしてもらってるのが現状ですね。

(委員)

その人件費の部分というか働く部分は、地元の方のやっぱり自分達の海岸だからっていう、そういう意識をお持ちの方がたくさんおられることによって成立し

てるということですね。

(伊勢建設事務所 事業推進室長)

そうですね。利用される方から料金を取ってるということはありませんので。

(委員)

そうですね。そういう部分はなんか今後のそういう課題であるとは思いますが、けれども、たぶん高齢化も進んでいくでしょうし、そういう中でこう美しい海岸をどう保っていくかというのは、それも考えていただかないと、ちょっとじり貧かしらというふうな気もいたしまして、ちょっと心配します。はい。

(伊勢建設事務所 事業推進室長)

おっしゃるように南伊勢町高齢化率がかなり進みますので、どんどん厳しくなってきましたけど、なんとか綺麗な所をですね維持していくようにしていきたいと考えております。

(委員)

只今、修学旅行に見えた高校生か中学生か分かりませんが、帰ってくときにはゴミ袋持ってゴミ拾ってこうとか、そういうふうに学校の方がして下さると非常に子供さん達の意識も高まるし、なんかそういう投げ掛けというか、そこにお住まいの方達だけでなんとかその気持ちにすがってってというのは、もう少なくなっていくのではないかと思います、よろしくお願いします。

(伊勢建設事務所 事業推進室長)

分かりました。年間 15 校程度ですね、関西の小学生の修学旅行来ますので、そういう意識を持ってもらえるようにですね、地元とまたお話をしてですね、進めていきたいと思えます。

(委員)

どうかなあとしますので、よろしくお願いします。

(伊勢建設事務所 事業推進室長)

はい、コメントありがとうございます。

(委員)

ちょっとすみません。ちょっとお聞かせいただきたいんですけど、いいでしょ

うか。

(委員長)

はい。

(委員)

ちょっと質問なんですけど、この維持管理費の中にね、地元の方がゴミ拾いと一応草刈なんかなさった場合、多少なりともシルバーさんにパート代とか燃料代としてお支払いはされているのでしょうか。そういう試みはなさってるのでしょうか。

(伊勢建設事務所)

燃料代とかいうことは出させていただいてないんですけど、ある程度ゴミ拾って出てきたときに、そのゴミを処理するところは町さんとか県とで一部負担する場合は、量が多い場合とかですね、あるんですけど、基本的に地元の方の好意で来ていただいておる形でございます。はい。

(委員)

多少パート代という形はされてるんですね。全く無しにという分けでなく。いや、その方が来てもらいやすい。何も無いのにガソリン代は要るわ、日当も無いのに暑いわっていう、本当はボランティアでいくのが一番ですけど、なかなかそういう中で出てきてもらおうと思ったら、自分の家の周辺だけでも大変なのに何でもそこまでっていう形もありますので、多少ともそういう心遣いをしてあげたらいいんじゃないかなと思った、そうされてるんでしたら結構かと思います。

(委員長)

はい、よろしいですか。委員。

(委員)

そもそも始まってからかなり経ってるのですが、当初の発想というのは、委員の皆さん言われていることと同じになるんですけども、地元の活性化を基本に置かれてということだったということでもよろしいですよ、レクリエーション機能を發揮して地元活性化ということがやっぱり念頭にある、ということでもよろしいでしょうか。

(伊勢建設事務所 事業推進室長)

周辺施設と合わせてですね、ヨットハーバーとかあるんですけど、合わせて整備をしていくというところで、進めたと思います。

(委員)

その中で、時代が動いてきた中で高齢化が進んできて、維持管理も含めてなかなかどう動かしていくか大変な、大変という言い方は悪いんですけども、色々考えないといけない時期にきてるという状況の中で、将来的にですね委員の皆さんがもうちょっと利用者を増やせればいいのかそういう意見が色々出てるのですが、県としてこれを将来的にどういう風に、再度おうかがいしたいのですが、どういう風に考えられているのかなというのをうかがいたいんです。

(伊勢建設事務所 事業推進室長)

観光客というかですね、外から来てもらう人は、ようけ来てほしいのはあるんですけど、地元ですね、盆踊りとかで使っていただいたりですね、地元の憩いの場としても毎日散歩されるとかですね、使っていただければいいかなあと思っております。

(委員)

これ、どちらかといえば地元の方の利用の方が多いというようなイメージではないのか、夏場はやっぱ結構県外を含めて来られてるんですか、その辺の仕分けがどうかというので。

(伊勢建設事務所)

そうですね、夏場2ヶ月は調査、アンケート調査させていただいている中では、その調査してる中では県内5割ぐらいと、近隣の愛知・岐阜3割ぐらい、その他関西地域2割ぐらいという数の比率でございます。想定よりかなり外から来ていただいとるのかな、という感じのイメージでございます。

(委員)

そのあたりの中であれですよ、地元の方との意見交換含めて、十分に今されてる部分が、なんか抜けてる部分もある。計画反映されてないとかってアンケートの中であって、もう少し地元の方の意向を吸い上げた形で、こう良い方向、地域活性化の中に含めて、高齢化してる中でですね、どうするのかちょっと考えていただいたら、もうちょっといいのかなあという風に思ったんです。

(委員長)

要望ということでもよろしいですか。コメントされますか。

(伊勢建設事務所 事業推進室長)

貴重な意見、ありがとうございます。今後の参考にしたいと思います。

(委員長)

1 つだけお聞きしたいんですけど、実際の利用者についてアンケートを調べられたということで、愛知県や近畿・南関東というのが意外に多いですが、なんかそのあたりに活性化のヒントがありそうな気もしないではないんですけど、この方々は何で調べて来たのか。なぜそこに来たのか、その辺はどうでしょうか。分かりますか。

(伊勢建設事務所)

実際調べた中では、日帰りであったり、町内で宿泊されたり、町外で宿泊している方も結構いましてですね、町内に泊まれる人は2割ぐらいいうイメージです。外からかなり来ていただいているのはどういう形かなというのは、そこまで分析はちょっとできてないですけど。

(委員長)

新しく造った人工の海水浴場があるよというのが、なぜ知られているのだろうかって思ったんです。

(伊勢建設事務所)

そうですね。

(委員長)

不思議なんですけど、それはちょっとよく分からないというところですか。

(伊勢建設事務所)

地元の方もみえますし、地元からちょっと遠くへ出て行っている方が戻って来られてということもあるということで、という形かなと。

(委員長)

明確なところは今よく分からない。はい、結構です。その他はこの案件に関してはよろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。それでは、午前中の審議につきましてはここまでということにいたします。ご説明ありがとうございます。

ました。

(港湾・海岸課長)
ちょっと1点だけ

(委員長)
補足されますか。

(港湾・海岸課長)
修正で。

(委員長)
はい、どうぞ。

(港湾・海岸課長)
最初の方の宇治山田港の二見の時にですね、委員のご質問に対して、私その今一色の方がL1が、4.6に対して堤防計画は6.0ということで数字を出させていたいただきました。その6.0が正確には5.27でございますもので、6.0mといった数字を5.27mで修正をさせていただきます。

(委員長)
はい、今訂正がありました。よろしいでしょうか。では、ここでお昼の休憩にします。午後の予定については事務局の方から。

(公共事業運営課長)
皆様、午前中の審議ありがとうございました。それでは再開は、13時ということでよろしいでしょうか。それでは、午後は13時再開ということでよろしく願いいたします。

[休憩]

(公共事業運営課長)
それでは予定の時間となりましたので、午後は河川事業の事業事後評価からお願いしたいと思います。それでは委員長、引き続きよろしくお願いいたします。

(委員長)
それでは、午前に引き続き議事次第の2、評価対象事業の審査を行います。午

後は4事業の説明を受ける予定としておりますので、説明の方は簡潔明瞭にお願いいたします。河川事業の事後評価507番の事業から説明を受けることとします。それでは、この河川事業について説明をお願いします。

507番 二級河川大堀川

(伊勢建設事務所 事業推進室長)

伊勢建設事務所の大江です。午前に引き続きましてよろしく申し上げます。それでは、河川事業507番、二級河川大堀川 総合流域防災事業 事後評価についてご説明させていただきます。当事業は、昭和49年7月の七夕豪雨による浸水被害を契機とし、昭和56年度に補助事業として事業着手し、平成22年度に完成しており、事業完了後おおむね5年が経過しましたので、三重県公共事業事後評価実施要綱第3条に基づき、事後評価を実施しました。

それでは事後評価書に沿ってスクリーンでご説明させていただきます。事業の目的及び内容のうち、まず、河川の概要について説明します。大堀川は、三重県の南勢地域にある伊勢市、明和町、玉城町の市町境界に位置する河川であり、その源を明和町と玉城町の境界にある丘陵地に発し、水田地域を貫流しながら伊勢湾に注ぐ、流域面積約10.6km²、流路延長6.4kmの二級河川で、県管理河川としては比較的小規模な河川です。流域内では、小高い丘陵地を中心に住宅地がひろがり、平地部では、ほ場整備事業が行われました。事業区間は、河川から伊勢市柏町地先の県管理区間上流端までの延長3,540mで、そこから上流は、ほ場整備により整備されています。

次に流域の概況について説明します。写真1は、下流部の河口から200m付近の大堀川防潮水門です。この水門は当事業で改築を行いました。写真2は、中流部の2km付近の状況です。下流部から中流部にかけては、潮の満ち引きの影響がある感潮区間であり、河道内の瀬や淵といった河床の変化は少なくなっています。写真3は、上流部の3.4km付近の状況です。河道内に植生がみられ河床に変化を持った河道となっています。次に、想定氾濫区域図を示します。この図は、大堀川の改修事業を行わなかった場合に、15年に1回程度の降雨による洪水によって、どこの区域で、どの程度の浸水が発生するかについて求めたものであり、最大で2m程度の浸水が発生すると想定しています。河川改修が完了した現在では、この規模の洪水による浸水被害が解消されています。

次に事業目的および事業概要について説明します。河川改修を実施する前の大堀川は、川幅が狭く河川の断面が小さかったことから、浸水被害が発生していました。なかでも、昭和49年7月の七夕豪雨では、多数の家屋浸水被害が発生したことから、スライドの図のように、川幅を拡げる堤防の引堤や、堤防の高さを

高くするかさ上げ、および河床掘削等を実施することにより、流下能力を確保し、治水安全度を向上することを目的として、事業を実施しました。事業期間は、昭和 56 年度から平成 22 年度で、全体事業費は約 48 億円でした。計画流量については、最下流部の区間で河川改修を実施する前は、毎秒約 20t であった河川断面を毎秒 200t に拡げています。事業区間の延長は、3,540m であり、主な工種としては、築堤工、掘削工、護岸工や、水門や橋などの横断構造物の改修です。写真は、事業区間の上流端付近における平成 11 年 6 月の集中豪雨時の浸水被害状況の写真です。

続きまして、河川事業の効果について説明をします。過去の主な浸水被害は、昭和 49 年、平成 10 年、11 年、15 年の豪雨において浸水被害が報告されています。平成 15 年にも浸水被害が発生しましたが、下流部から 2.8 km 付近まで概ね河川改修が完了していたこともあり、家屋浸水被害は発生しておらず、このことから一定の事業効果が発現したと考えています。また、河川改修の効果を河川の工事実施後の水位の変化でも確認することができます。スライドの表は、浸水被害が発生した平成 10 年、平成 11 年、平成 15 年の浸水被害発生時の河川水位と、工事実施後において、過去の浸水被害発生時と同程度の雨量が観測された際の河川水位を示しています。たとえば、表の上段に記載しています、平成 10 年 5 月の 24 時間連続雨量 138 mm の豪雨による河川水位は 2.37m でしたが、同等規模の雨量であった平成 23 年 9 月の 136 mm の豪雨時には 1.9m となり、河川水位を 47 cm 低下させることができました。このように、事業実施後における河川水位は、浸水被害発生時より低下しており、いずれも家屋浸水被害が発生していないことから、事業の整備効果が発現されていることが確認できます。また、事業実施前後の河川水位が水防団待機水位を超えた回数を比較することで、河川改修の効果を確認することができます。当初、大堀川では、洪水時の備えとして河川水位 2.0m を水防団待機水位として設定し、地域の水防団が水防活動の準備を始める目安としていましたが、河川改修により堤防の嵩上げを実施し、堤防に余裕高さを確保できたことから、平成 22 年に水防団待機水位を 2.4m に見直しました。大堀川に水位観測所を設置した平成 9 年以降の観測記録から、河川水位が水防団待機水位を超えた回数を整理したところ、河川改修が完了した平成 22 年以降、減少傾向であり、このことから、治水安全度の向上が図られたと考えています。

次に、河口部に整備した大堀川防潮水門の整備効果について説明します。水門の完成により、高潮発生時における浸水被害を軽減することができます。なお、平常時は中央部の主ゲートは閉鎖しており、大雨などにより、河川の水位が上昇した場合は、主ゲートをあけて洪水を流して浸水被害を防止しています。水門完成後の稼働状況としましては、出水時において年平均で 2 回程度です。

次に費用対効果について説明します。治水経済調査マニュアル案に基づき、河

川改修が完了してから 50 年後までを対象に、費用と便益を算出した結果、総便益は約 2,136 億円、総費用は約 125 億円となり、費用対効果 B/C は 17.1 となりました。全評価期間の費用・便益について、社会的割引率を用いて現在価値化した結果、前回の再評価時と比較すると、やや減少しました。費用便益比の変化の主な要因は、最新の資産データに更新したことによる想定氾濫区域内の総資産額が増加したことです。

次にその他の効果について説明します。大堀川河川改修事業にあわせて、伊勢市によって、支川の東新堀川河川改修事業が実施され、平成 23 年度に完成したことで、大堀川流域の治水安全度が一層向上しました。また、大堀川河川改修により、河川断面が確保され河床高も低くなったことから、周辺の農耕地等からの排水がスムーズになり、排水機能が向上しました。

次に水門の遠隔操作化による防災機能の向上について説明します。当水門は平成 14 年度に水門の遠隔操作化を行いました。遠隔操作化に伴い、高潮発生時などの緊急時において、遠方操作による水門の開け閉めが可能になったことから、緊急時における防災機能が強化されました。

続きまして、事業の環境面への配慮及び事業による環境の変化について説明します。自然環境への配慮としては、河道が単調とならないようにするため、掘削後の河床にはスポット的に捨石工を施したり、河床を平らにせず、以前のみお筋を尊重し、瀬や淵の保全・復元に努めるなど、多様な河川環境に配慮した河川整備を行いました。その結果として、5 年が経過し、写真にあるように河道内に植生がみられ河床に変化をもった河道となっています。今後、年月が経過すれば河川環境もさらに多様性が増してくると考えられます。

次に、事業を巡る社会経済情勢等の変化について説明します。関連する周辺の事業として、支川の東新堀川の改修が大堀川の改修事業と合わせて進められ平成 23 年度に完成しており、大堀川流域の治水安全度が一層向上しました。また、大堀川流域における人口、世帯数は前回の平成 20 年度再評価時から増加している傾向にあります。

続きまして、県民の意見についてご説明します。河川改修を実施したことによる安心感などを調査するとともに、事業効果の確認や事業に関する課題等を把握することにより、今後の同種事業に反映することを目的として、特に浸水被害が想定される地区を対象にアンケート調査を実施しました。アンケートは、大堀川の左岸側の赤坂地区、平尾地区と、右岸側の柏町地区、柏団地地区の 4 地区の居住者を対象に、247 世帯に配布し、191 世帯の方から回答をいただき、回収率は 77%でした。主なアンケート項目は、大堀川に対する意識、河川改修事業に対する満足度、環境に関する意識、河川工事に関する意見といった内容です。

次にアンケート結果について説明します。「大堀川のはん濫の危険を感じたこと

がありますか」との質問に対して、河川改修前は 75%の方が大堀川のはん濫の危険を感じており、20%の方が「危険を感じたことがない」と回答されました。河川改修後には、そのうち 41%の方が、はん濫の危険を感じなくなり、河川改修により、はん濫に対する住民の不安感が改善されたことが伺えます。一方、全体の約 1/3 に当たる、34%の方が「常にはん濫の危険を感じる」と回答されています。こちらは河川改修工事に対する認知度、満足度についての調査結果です。「大堀川で河川工事を行っていることをご存知でしたか」という設問では、81%の方が認識しており、本事業の認知度は比較的高いことが分かりました。工事に関する満足度の設問では、67%の方は満足、どちらかといえば満足と感じ、その理由としては大雨時に浸水がなくなったことへの意見が多く、一方、21%の方は不満、どちらかといえば不満と感じ、その理由として、草刈の要望や事業の長期間に対する意見が多かったことが挙げられます。

次に環境面に対する意識についての調査結果です。大堀川での活動状況の設問では、25%の方が清掃美化活動に参加していただいております、そのほか、生物、植物の保全活動などが実施されていることが分かりました。また、今後、草刈やゴミ拾いなどの河川美化活動への参加の意識に関する設問では、参加したい、興味があるが参加するかどうかはわからないと回答された方が 79%になり、多くの方が美化活動への参加に関心を持たれていることが分かりました。次に河川工事に関しての意見や感想を自由意見として頂いた内容を紹介します。工事を進めてくれて大変感謝します、上流側は特に水引がよくなったと思います、など河川工事の実施により、浸水が解消されたことに対する意見がある一方で、年月がかかりすぎて完成するまで不安でした、など事業期間が長かったことに対する意見もありました。また、ウォーキングや生き物の観察など、大堀川を利用されている方のご意見として、草がのびて歩きづらい、川の中の草刈りをしてほしい、などの意見があったほか、川の中に下りるための階段が少ないことから、親水性の向上を求める意見などがありました。

続きまして、再評価の経緯について説明します。前回平成 20 年の公共事業評価審査委員会において、事業継続の了承をいただいております。同時に河川事業への総括意見として、草刈等日常の維持管理の地域住民への参画、コスト縮減に向けた具体的な成果、の 2 点について意見をいただきました。1 点目の維持管理の地域住民への参画については、現在、国道 23 号上流の赤坂地区において、800m 区間の堤防除草を自治会に委託していますが、更に多くの地域住民に参画していただけるよう取り組んでいきます。2 点目のコスト縮減の具体的な成果については、工事で発生した掘削土を堤防の盛土材などに流用し、不要となる残土については他工事への流用や、近隣に残土処分地を確保することで残土運搬に係る費用の削減を行い、約 3 億円のコスト縮減を行うことが出来ました。

最後に今後の課題について説明します。アンケート調査結果によると、80%程度の方が河川の美化活動に興味があることがうかがえることから、今後、さらに多くの住民の方に参画していただけるよう働きかけが必要であると考えています。また、今後、同種事業を実施する際の留意点として、河川事業は事業期間が長期にわたることが多く、アンケート結果でも、事業期間が長いと感じている方が多くいたことを踏まえて、工事説明会や工事見学会を行うなど、地域住民へ積極的に情報提供を行い、事業の進捗状況等を周知する必要があると考えています。そのほか、事業完了後においても、約1/3の方々が、河川の氾濫について常に不安を感じる、と回答されたことについて、住民の方々が不安を感じていることを把握するとともに、少しでも安心していただけるよう、事業効果について、きちんと説明していく必要があると考えています。以上で説明を終わらせて頂きます。よろしくご審査して頂きますよう、お願い申し上げます。

(委員長)

はい、ありがとうございます。それでは、委員の皆さんいかがでしょうか。この評価が妥当であるか、評価の妥当性について、ご意見・ご質問等をお願いします。一つ質問ですが、スライドの8番目に行ってもよろしいですか。さっき見た時ちょっと引っかけたんですけども、水防団待機水位を2mから2.4mに見直したという説明で、経年変化を見ると減少傾向にあるというのは、それでよろしいのでしょうか。よろしいのでしょうかと言うのは、途中で待機水位そのものが変わったということですから、そうしたらやっぱり減るんじゃないかと思えるんですが。どうでしょう。

(伊勢建設事務所 事業推進室長)

水防団待機水位をですね、確かに2mから2m40cmと言うこと40cm見直しております。これは22年に見直してますので、平成9年から21年までの平均が3.9回。22から25が3.6回ということで減ってるという、確かにおっしゃられるように水位は40cm上げておりますので。

(委員長)

つまり一つのグラフで見せてますけれども、途中で基準が変わってるんで、本来はちょっとずれるんじゃないかなと思われるんですが。途中でちょっと話がずれているというか、どうでしょう。

(伊勢建設事務所 事業推進室長)

確かに、基準を変えてますのでずれてはいますけど、回数はちょっと減ったと

いう結論ではございます。

(委員長)

データの扱いとしては、ちょっともう少し厳密に扱ったらどうでしょうかという気がします、まあ、概ねこれだけ効果があるというのは、それはそれでよろしいかと思うんですが。データの扱い方・示し方について少し疑問に思ったというところです。

(伊勢建設事務所 事業推進室長)

はい、今後気を付けます。

(委員長)

はい、どうぞ。

(委員)

大堀川の防潮水門が平成 5 年に完成ということですが。これ、5 年に完成してから今までに 20 年経ってるんですが、補修とか等々の話っていうのが出て来ても不思議じゃないかなという感じがするのですが、状況としていかがなものでしょうか。

(河川課)

こういった川につきましてはですね、全国的にも防潮水門等の大きな河川施設に関してはですね、長寿命化計画というものをとっておる訳ですが、こちらの水門につきましても立てさせて頂きまして、そういった補修を計画的にやっていくというような計画を持ってですね、適宜、整備更新のほうを進める予定で考えております。

(委員)

これ耐震は大丈夫なんですか。

(課)

同じく、耐震のほうも検討を進めております。

(委員)

この事業は、これとして、それとは別枠でそういう事業を置いているという。

(河川課)

河川改修事業の枠とは違うメニューで国のほうの補助金を頂いておりまして、そちらの方で計画後、事業を進めさせて頂けるという話です。

(委員)

わかりました。

(委員長)

委員の皆さんいかがでしょうか。その他、委員さん。

(委員)

アンケート調査についてお伺いしたいんですけれども、今回4地区、被害がありそうな所で4地区を対象にアンケート調査をされたということですが、河口付近のエリアについては、対象にされなかったのはなぜかという事と、それから、アンケート結果です、4地区を例えば地区別に比較して、この地区は特に不安を感じる人が多いとかですね、あるいは逆に管理に積極的な地区とか、そういう地区の特徴、地区別にですね、なにか傾向が見られたのであれば、ちょっと教えていただきたいなという風に思います。

(伊勢建設事務所 事業推進室長)

アンケートをした地区につきましては、想定氾濫区域にですね、河口の方はその区域で引っかけられないと思いますので、浸水想定区域の浸水エリアの所を対象に今回選出しております。

(委員)

水門とか整備されているわけですね、だから、今回の事業に関するという意味ではエリアになってるんですね。ただ、別途なんかこうアンケートをそこに関するアンケートをしてもいいのかなと、いうふうに思ったんですけれども。事業評価ということで。

(伊勢建設事務所 事業推進室長)

はい、今後。

(伊勢建設事務所)

スクリーンをご覧いただきたいと思います。4地区別にですね、大堀川のはん濫の危険を感じたことがありますか。という問いに対してですね、一番上の柏町

自治会が赤色の部分なんですけども、昔は感じたが今は感じないというところがかなり大きくなっております。これ、一番アンケートの対象の地区では一番上流側でして、常に氾濫の危険を感じているという地区でありまして、その効果が一番出ているかと。

(委員)

上流側については、だいぶ効果が出ているけど、それ以外のところについては、どうなんですか。平尾地区というのは低いんですか、どうみたらいいのか分からないのですけど、余り効果が出てないということなんですか。

(伊勢建設事務所 事業推進室長)

平尾地区は上流の左岸側に該当しまして、想定氾濫区域には入らないことになりますので、そんなに変わらないという見識かなと。

(委員)

想定区域外なんですね、それも入れて、そうすると先程の話はどうなのか、想定範囲区域内ということでアンケート取られたっていうお話でしたよね。一貫していないような気もしないでもないですが。

(伊勢建設事務所)

左岸側の上流の、この平尾地区はここぐらいになります。

(委員)

微妙に掛かる、分かりました。

(伊勢建設事務所 事業推進室長)

はい。

(委員長)

今の点はよろしいですかね。その他、ご質問・ご意見などいかがでしょうか。

(委員)

多分、草刈が大変だと思うのですが、それで自治会の方に委託して実施しているのが、800mの区間だけということですが、これはどういった経緯でこの区間はこういうことになったのでしょうか。

(伊勢建設事務所 事業推進室長)

自治会にですね、していただけますかとお願いして結構至る所でさせてもらっておるんですけど、大堀川に関しては、この国道 23 号から上流は赤坂地区だけが自治会委託でしていただいておりますので、今後ですね、もっとう自治会委託でしていただける様にですね、周知というかですね、お願いしたいなと思っています。

(委員)

今現状は、どういうことで、ここだけじゃなくて、多分、草刈結構やらないといけないと思うのですが。

(伊勢建設事務所 事業推進室長)

それ以外についてはですね、県のほうで実施しております。県が除草委託ということで事業をやっております。このスクリーンの所で、ここが今自治会委託してもらっているところで、それ以外の所に関しては、三重県が、県が除草区域としてやっていると思います。

(委員)

赤坂地区の方が理解していただいたというか、ご協力いただいたということ。

(伊勢建設事務所 事業推進室室長)

一応、少しですけど費用というかですね、お金を支払いしてやってもらっております。

(委員)

もう一点、県民のアンケートで、危険を感じるというのが 75 から 34 に減ったんですけど、やっぱ 34 あるというのは、やっぱりこれじゃ十分じゃないとご理解いただいている方の意見なのか、それとも他に何か理由があるのかなと。

(河川課)

この件につきましてはですね、最後の課題のまとめでお話させていただきましたとおりですね、この不安を感じるというのが、事業を完了してですね、どれだけの効果があるのかというところを十分理解して頂いていない、という部分のところもあるのかな、とゆうふうに考えておりますし、最近のそのゲリラ豪雨のような、突発、非常に激しい雨が降ってきたことに対するものなのか、今後それをですね、地元自治会の方々とかですね、そういったところの方とお話をしながらですね、

今後の事業の参考にしていきたいと考えておるところです。

(委員)

改修工事して安全側に行くのは当然だと思うんですけど、ただ、先ほど言われたように、絶対安全というか安心・安全というのがなかなか難しいと思うので、そのあたり地元の方に理解して頂いた上で、事業の内容を分かってもらおうというのが重要だと思いますので、是非よろしくお願いします。

(委員長)

この案件に関しましては、その他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。特にないようでしたら次に移ってよろしいでしょうか。はい、ただいまの事業に関しましては、ここまでとさせていただきます。それでは、次に移りまして、道路事業に関する 10 番の事業についての説明をお願いします。

10 番 一般国道 477 号四日市湯の山道路

(道路建設課長)

道路建設課長真弓と申します。よろしくお願ひいたします。10 番の道路事業一般国道 477 号四日市湯の山道路の再評価結果について説明させていただきます。当事業は平成 18 年度、23 年度、24 年度に再評価を行い、事業継続の了承をいただいております。今回は 4 回目の再評価となります。まず初めに、再評価を行う理由について説明させていただきます。四日市湯の山道路は、平成 30 年度に供用予定の新名神高速道路に合わせて整備を進めておりますが、全体事業費を見直したところ、これまでの全体事業費 425 億円が 75 億円増の 500 億円となる見込みとなりました。増額率は 18% で、県の事務取扱要領の 30% 増には該当しませんが、予算要望にあたり、国から第三者委員会の諮問を受けるように要請されましたので、三重県公共事業再評価実施要綱第 2 条 4 の社会経済状況の急激な変化等により再評価を実施する必要性が生じた事業により、審査をお願いするものでございます。それでは、路線の概要について、説明させていただきます。こちらは、四日市建設事務所管内の道路網図でございます。このうち、図面青色で示す国道 477 号は、四日市市の国道 23 号を起点として、大阪府池田市に至る延長約 202 km の幹線道路でございます。当地域には、右側から国道 23 号、国道 1 号、東名阪自動車道があり、平成 30 年度供用予定の新名神高速道路、現在建設中の北勢バイパスなど、新たなネットワークが整備されることから、南北方向に走る幹線道路は充実しておりますが、東西方向に連絡する幹線道路は通称湯の山街道と呼ばれる国道 477 号のみとなっております。この 477 号は、片側 1 車線の道路でございます。

すが沿道開発も進んでおり、日交通量が2万台を越える区間があるなど交通量が多く、慢性的な渋滞が発生しているところがございます。特に国道477号と県道四日市菰野大安線通称ミルクロードとの交差点である宿野交差点は、主要渋滞箇所にもなっております。このため、四日市市から菰野町にかけて、順次バイパスの整備を進めており、今年5月には、高角ICからミルクロードまでの4.4km区間を部分供用したところがございます。

次に整備目的について説明いたします。1点目は新名神高速道路の四日市北JCTから亀山西JCT間が平成30年度に供用予定であり、新名神の菰野ICへのアクセス道路として整備をするものです。新名神の開通により、これまでの東名阪四日市ICに加え、新名神菰野ICも利用できるようになり、広域的な連携の強化がはかれることとなります。2点目は、477号の現道の渋滞緩和でございます。菰野町周辺には、商業施設や住宅団地が多く宿野交差点などでは、慢性的な渋滞が発生しております。さらに近年では複合リゾート施設アクアイグニスオープンしたこともあり、休日には著しい渋滞が発生しております。このように当事業は、新名神高速道路菰野ICへのアクセス向上と国道477号現道の渋滞緩和を整備目的として、事業に着手しております。

次に計画の概要でございますが、当事業は四日市港、東名阪四日市IC及び新名神の菰野ICを東西方向に連絡する延長約20kmの地域高規格道路四日市インターアクセス道路として計画をしており、高速性、定時性を確保した効率的なネットワークを形成することとしております。このうち、東名阪四日市ICから新名神路菰野IC間の約9kmを平成9年度より、四日市湯の山道路として整備を進めています。こちらは、事業区間の四日市湯の山道路の拡大図になります。事業区間は、四日市市高角町地内の四日市ICから、菰野町音羽地内の菰野IC間の9km区間となります。この道路は、地域高規格道路として、高速性・定時性を確保するため、交差する道路は、立体化し、沿道アクセスを制限した構造で計画しており、本線部で幅員3.5mの4車線、本線の両側には沿道利用のための副道等を設置しております。将来計画としては、本線4車線としておりますが、事業効果を早期に発現させるために、現在、暫定2車線で整備を進めているところがございます。事業区間の9kmの内、今年5月に、高角ICからミルクロードの吉沢IC間の4.4kmを暫定2車線で供用したところであり、現在は、残る菰野町側の約4.4km区間の整備を進めております。

ここで、今年5月に供用した高角ICから吉沢ICの開通の効果を説明いたします。まず、1点目が現道の渋滞緩和です。供用前と供用後で477号の平日交通量を比較すると、現道の交通量が約20%減少しており、現道からバイパスへ交通が転換したことが確認できました。また、主要渋滞箇所の宿野交差点では、右上のグラフで示すように、供用前では、方向別の渋滞長が最大300mとなっていま

したが、供用後には、東行、北行方向で若干渋滞が残るものの、西行、南行で渋滞が解消されるなどの効果が確認できました。2点目は、走行時間の短縮でございます。四日市市の久保田橋交差点から、菰野町の吉沢ICの上村南詰交差点までを実際に走行して調査をいたしましたところ、供用前は20分かかっていたところが、バイパスを利用すると13分で走行でき、7分の短縮効果が確認できました。

次に、残る区間の概要と進捗状況について説明をさせていただきます。平成30年度の新名神の供用に合わせ、残る4.4kmの工事を今年度より本格的に着手をしております。当区間の主要構造物としては、橋長399mの吉沢高架橋と橋長394mの潤田高架橋、町道を横断するボックスカルバート11基となっております。進捗状況については、用地買収が約89%完了しており、工事の進捗については、今年度は、吉沢高架橋の上部工や横断ボックスカルバートを施工し、それを引き続き盛土工を進めることとしております。

次に、全体事業費の変更概要について、説明いたします。これまでの全体事業費は、425億円としていました。今年度より、残る区間について、本格的に工事着手をするため、構造物の詳細設計等を実施し、全体事業費を見直したところ、約75億円の増額となることが判明しました。増額の主な内容ですが、盛土材の土質改良の追加で、約24億円。軟弱地盤対策の追加で、約20億円。その他、防草対策や農業用水路の機能復旧等により、約10億円があります。これらを再積算した結果、75億円の増額となり、全体事業費が500億円となります。それぞれの増額要因について、具体的に説明をいたします。

1点目は、盛土材の土質改良についてでございます。本道路は、高架橋を除く大部分が盛土構造になっており、非常に多くの土が必要となります。前回再評価を実施した24年度以降の盛土量は、約80万 m^3 となりますが全ての盛土を他の公共工事で発生した土を流用する計画としております。前回の再評価では、平成23年度までの実績に基づき、全土量のうち約3割の24万 m^3 は良質土が確保できると想定し、残り7割の56万 m^3 については、土質改良を必要とする計画としていました。しかし、直近の24年度、25年度の実績では、良質土は他工事の工程変更等もあり入手が困難となり、また、要改良土についても、平成24年度に想定していた以上に軟弱な土であることが判明し、想定以上の土質改良費が必要となりました。こうした直近の実績を踏まえ、今後も良質土の受入は見込めないことから、全土量についての土質改良が必要となり、さらに、要改良土についてもセメント改良材の使用量が増加することから、改良単価を見直したところ、土質改良費として24億円の増額が必要となりました。

次に、軟弱地盤対策の追加について説明いたします。施工区間は、もともと田んぼであったところに、ボックスカルバートや橋梁等の構造物を施工することとなります。前回再評価時においても、地盤の改良については想定をしておりました。

たが、今回、現地地盤の土質調査を実施したところ、地面から深さ 1.5～3m のところに、非常に軟弱な粘性土が堆積していることが判明しました。これをふまえ、構造物の詳細設計を実施したところ、荷重の大きいボックスカルバートや擁壁等については、改良材の使用量を増やして地盤改良を行う必要があることとなりました。また、橋梁部において、ボーリング調査を実施したところ、支持層が深い位置にあることが確認され潤田高架橋では、杭の長さを 9.5m から 17.5m に変更することが必要となりました。これらの設計変更に伴い、約 20 億円の増額となります。

その他の増額要因について説明させていただきます。1 点目は、防草対策でございます。当道路は交通量が多く、供用後、除草作業に伴う通行規制を避けるため、道路法肩などに恒久的な防草対策として張コンクリートを実施することとしました。道路の延長が 9 km と長いため、これに要する費用約 5 億円が必要となります。この防草対策の実施により供用後の除草費用が不要となるため、維持管理費の縮減に寄与するものと考えております。2 点目は、農業用水路の機能復旧でございます。24 年度以降に現地調査をしたところ、施工区域内の地下 6m 程度の位置に農業用水路マンボがあることが新たに判明し、この機能補償のため 2 億円が必要となりました。この他に、施工区域内で縄文時代の埋蔵文化財が確認されたことによる、発掘調査費の追加など、合計で 10 億円の増額が見込まれます。以上が全体事業費の増額要因でございます。

次に費用対効果分析について説明いたします。ここで、道路事業における費用便益比の算出方法について説明をいたします。算出につきましては、国土交通省が策定した最新の費用便益分析マニュアルに基づいております。道路事業における費用便益分析に用いる便益には、自動車交通が円滑化し、走行時間が短縮することで得られる走行時間短縮便益、自動車がスムーズに走行することで、燃費が向上するなど、得られる走行経費減少便益、道路整備により走行距離の短縮や、交差点数を少なくすることにより、交通事故を減らすことで得られる交通事故減少便益の 3 便益があり、これらを合計し、供用後 50 年間で積み上げて算出しております。また、費用は、建設に要する工事費や用地補償費と、完成後の維持管理費の 50 年間分を合計して算出しております。こちらが、費用対効果分析の結果です。まず前提条件ですが計画交通量については、前回再評価時の推計交通量が現時点でも最新であることから、前回と同様に 13,600 台としております。次に、費用についてですが事業費が消費税を控除した額で 477 億円、供用後 50 年間の維持管理費が 8 億円で、総額が 485 億円となり、これを基準年である平成 26 年の現在価値に換算すると、560 億円になります。便益については、供用年である平成 31 年の 1 年間の便益を計算すると、走行時間短縮便益が 31 億円、走行費用減少便益が 7 億円、交通事故減少便益が 3 億円で、総額が 40 億円となり、これ

を供用から 50 年分を積み上げて、現在価値に換算すると 705 億円になります。費用便益比は、便益の 705 億円を、費用 560 億円で割った結果、1.3 となり、整備効果が期待できる結果となっております。

最後に地元の意向、コスト縮減、および代替案の可能性についてでございますが、地元の意向については、今年の 5 月の開通式においても、早期整備を望む声が多く聞かれたところです。コスト縮減については、橋梁に耐候性鋼材の使用や道路端部に防草対策を実施することで、維持管理費の削減を図っています。代替案につきましては、当道路が四日市 I C と菰野 I C を直結する道路としてルート選定をしているということから、代替案はないものと考えております。以上で説明は終わります。ご審議の方よろしくお願いいたします。

(委員長)

はい、ありがとうございます。それでは、今のご説明につきましてこの評価の妥当性についてご意見・ご質問などお願いします。委員の皆さんいかがでしょうか。

(委員)

まず、用地買収率が 89%とありますが、これは事業 30 年度までに大丈夫でしょうかということをお伺いしたいんですけど。

(道路建設課)

平成 30 年度の供用にむけて、順次、用地交渉等を進めておりまして、今の段階で 89%ですが、任意の交渉で概ね買収できる見込みとなっております。それと、最悪のことも想定して事業認定等の手続きも並行して進めておりますので、30 年度には間に合う計画をしております。

(委員)

それと、盛土を使用されるというその辺のスケジュールというか、他事業との関連がかなり関係してくると思うのですが、その辺りの当初見込みと今後の考え方というのをちょっと伺いたいなと思ったのですが、いかがでしょうか。

(道路建設課)

トータルで 80 万 m³の盛土を予定しておりますけれども、近隣の工事で、ネクスコの新名神の工事と直轄の北勢バイパスの工事、毎年継続的に実施している河川の掘削土を受入たりということで 30 年度までに 80 万 m³の土を受け入れるようなことで予定をしております。

(委員)

その中で、良質土が3割ぐらいしかなくって、後は何らかの改良をするということによってこういう費用になるんですか。

(道路建設課)

当初、30%良質土がくる見込みでありましたが、24年、25年の受入れた土の実績では全量の改良が必要になってきたということで、今後についても全て改良が必要と今見込んでおります。

(委員)

全部が改良土になるんで24億円かかるということなんですかね。

(道路建設課長)

はい。

(委員)

それと後、軟弱地盤対策が当初の設計時に分からなかったのでしょうか。ボーリング等、多分されているんじゃないかなと思うのですが。

(道路建設課)

橋梁につきましては、予備設計段階でいくつかボーリング調査をしていますが、詳細設計するにあたりボーリングの箇所を増やす必要があり、予備設計時よりもさらに増えてきているという部分と、盛土部分の地盤改良については全線に渡るということで、その詳細な調査については構造物のある箇所をピンポイントで調査を実施する必要があり、事前には地質調査はしていなかったというような状況です。

(委員)

今、工事単価が上がっているから上がった部分っていうのも当然あるんじゃないかなと思います。そうではないんですか。

(道路建設課)

その部分は、消費税の増えた分や人件費が近年上がっている部分については、54億円が積み上げた分で、75億との差が、消費税とか物価変動分ということで上げさせていただいております。

(委員長)

その他、ご意見・ご質問等いかがでしょうか。はい、委員さん。

(委員)

はい、新名神の完成もふまえ、どんどん造っていかないといけないという部分があるということはどなたも理解されているところなんですけれど、ここにきて75億円の増ということで、ここで、はい、大丈夫ですということ75億円が出てくるということなんでしょうか。これ国が、国と県で国が5.5、県が4.5。その国のほうが作業をなささいということでおっしゃっているので、国の方からちゃんといいただける前提で話をしていけばいいんですかね。きっと、75億円というのがびっくりするような額でですね、こんなに予算が途中で上がってくるっていうことは普通の工事の中で認め、どうしても大事な道路だから造っていただかないといけないですけども、そういうところ心配は全く無いという前提でお聞きしておればよろしいのでしょうか。そこをちょっとお願いします。

(道路建設課)

国との予算の打ち合わせの中で、その75億円の妥当性についてはしっかり評価していただけてきなさい、ということで今回挙げさせていただいています。それと要綱の中でも3割以内の増額は通常再評価を受ける必要がない中で、通常若干の増額があるのは通常なんですけども、それをしっかり評価して、国へ予算を多く認めていただく予定をしております。

(委員)

高規格道路だから価格はもちろん高いので、3割というのはずっと上になるので、75億というはめちゃくちゃ高いという、こう一般人の考えなんですけど、びっくりするような気がするんですけど、こういうことはまああるわけでしょうかね。3割を超えない範囲で動いていくというのは、総額がね。それも30年でしょ。今26年、もう時がないですよ。どうしてもやらなくちゃいけない、ぜひやっていただきたいという気持ちなんですけど、大丈夫なのかというふうにちょっと心配しました。

(道路建設課長)

工程的にも非常に厳しい工程となっておりますが、予算の額も合わせて今回のその増額の理由で認めていただきまして、なんとしても30年度に供用したいということで進めております。

(委員)

すいません。あまり詳しいことは言えないかも知れませんが、難しいので、是非進めていただきたいとは思いますが、その土のほうももう一つよろしいですか。土のほうも現在どこかで工事しているのを持ってくるということで、新名神、鈴鹿のほうまでも工事しておりますけれど、全てトンネル掘った土とかいろいろ集めてきているわけですが、現在工事中のところから持ってくる良質でない土がほとんどなんだろうが、量的にはこれでまかなえるというふうに考えてよろしいということですね。何度も聞いて申し訳ないですけど、今75億プラスしてっていうところで非常に心配になってきたので、あえてお聞きしたいと思います。

(道路建設課)

量的には確保できるということで、進めております。一応、新名神高速道路から搬出される土が24年度、25年度の実績をふまえて改良をする予定をしていますが、その中で少しでも良い土ができればその分コストが縮減される分もあるというふうには考えております。

(委員)

ありがとうございます。とにかく枠取りとして75億というそういうことですね、今回は。はい、ありがとうございます。

(委員長)

予算的などころの質問は色々あるようですが、大丈夫だと、一言でいうとそういうことだったと思いますが。その他、ご意見・ご質問はいかがでしょうか。はい、どうぞ。

(委員)

すいません。素人の質問なんですけども、暫定2車線方法っていうのは、ひとまず全部を通すのを優先させるというような感じだったと思うんですけど、これは決して用地買収が済んでなくて掘られなくて、何かそういう技術的な、その方が効率が良いとかそういうことなんですか。

(道路建設課)

用地買収については、暫定の外側に副道等付きますので、4車線分で確保することとしております。暫定2車線でするのは、早期に事業効果を発現させるため

に、全て全部やってしまうのではなく、2車線で早く繋げるという意味合いで、暫定2車線で事業を進めております。

(委員)

最終完成までに、4車線にするところまでで完成なんですか。

(道路建設課)

この事業自体は暫定2車線で完成ということで、4車線化については今後の交通量の推移とかそういうものを見ながらになると思います。

(委員)

なるほど、分かりました。はい、ありがとうございます。

(委員長)

はい、よろしいでしょうか。はい、委員さん。

(委員)

道路のことよく分からないんですけどね、これは、盛土と高架があるんですね。それはやっぱりトンネルの土が余るから盛土にするかとか色々、何か理由があるんですか。盛土と高架道だったら、かなり単価が違うんですか。

(道路建設課)

通常、一般的に道路を造る場合に盛土構造が一番コスト的にも安いので、盛土構造。立体的に河を渡ったり道路を渡ったりする部分で、そういう部分については高架にしたり橋にしたりというようなことで考えております。

(委員)

分かりました。

(委員長)

その他は、ご意見・ご質問等いかがでしょうか。

(委員)

はい。すいません。ボックスカルバートの数なんですけれども、今11基ということなんですけど、これは何か町道が南北に抜けるところ全てを交差するところで設けてるということなんですか。何か、もっと数を減らすっていうことは

できないものなんでしょうねっていうこと、ちょっとその辺をお聞かせください。

(道路建設課長)

町道と交差する箇所ですが、何箇所か統廃合して数を減らす検討した結果が今の形で 11 箇所です。元が 13 箇所、南北に抜ける生活道路ということもあり、地元との話し合いの中で減らせるものは減らして 11 箇所にしております。

(委員)

何か一見すると農道のような場所なので、まっすぐに抜けなくてもちょっと迂回しながらでも通れるじゃないかと多少遠回りになるわけですけど、そういう可能性というか、ボックスカルバート結構まあ値段がするんですよ。コストダウン、何かコストダウンっていうか、その数を減らすとかそういうところをもう少し何か検討できないものなのかということ、ちょっと気になったものですから。

(委員長)

今のところは説明されますか。

(道路建設課)

地元との調整をした結果、13 交差するところを 11 に集約はしており、調整の結果最終的に 11 箇所となっております。

(委員)

75 億ってのがかなりの金額ですから、もう少し何かコストダウンの方法がないものなのかということ、もっとじっくり考えられたほうがいいんじゃないかなというふうには思いました。

(委員長)

はい、よろしいですか。お金の話ばかりですが、農業用水路、地下水路の話が出てきましたよね、スライドの 9 枚目。これもまた、三重の文化というか有名な地下水路なんですけれども、その復旧等によるお金が必要だというのは、それはわかるんですけど、怒られるかもしれないけど、地下水路だから大変なのであって、地上に水路を通せばその方が簡単じゃないかという気もするんですが、やはりそういうわけにはいかないんでしょうか。

(道路建設課)

やはり、水路の高さと現地盤との高さの関係もございますので、今の高さ、も

とある高さでないと前後がなかなか繋がりにくい部分があるかと思います。

(委員長)

昔からある地下の水路はやはりそのままの形で維持するのが、そのほうが妥当であろうと。

(道路建設課)

今も使われているのであれば、そう考えております。

(委員長)

はい、分かりました。その他の点はいかがでしょう。

(委員)

工期がですね、平成 30 年ということですからかなり限られた期間の中でこの工事を進めないといけないということがあってですね、工期ありきの工法になってるかなという気もするんですけども、そのあたりいかがでしょうか。たぶんそこ守らないといけないとかすごく大きなポイントだと思うんですけども。

(道路建設課)

今のところですね、工期を前提に工期短縮をするために大きく工法を変えたということではなく、元計画した工法で 30 年までにやるということで考えております。

(委員)

もう少し工期があればもう少し安いやり方があるのか、というところをちょっとお伺いしたいなと思ったのですが。

(道路建設課)

もう少し工期があるのであれば、良質土が入ってくるのを待つとか、そういった可能性とかですね。

(委員)

線形を変えるとか。

(道路建設課)

インターとインターを結ぶというところで、その線形についてはそんなに選択肢

はないと思っていますが、工期に余裕があれば盛土材を待つとかは可能であったかと思えます。

(委員)

今回、これで 30 年を目処にして、ものすごく一つのポイントだと私も思うんですが、これは MAX の額だというふうに理解してよろしいですかね。

(道路建設課)

今の段階では、改良土も全量で見込んでおり、最大だということと考えております。

(委員)

先ほど、委員からもありましたけれど、コスト縮減に向けて工法的なものを含めて検討していただけるということによろしいですか。

(道路建設課長)

コスト縮減に配慮して、30 年度の完成を目指したいと考えています。

(委員長)

その他はいかがでしょうか。その他、ご意見・ご質問等。

(委員)

すいません。また、先ほどのお話の中で今 75 億円の増額の中にですね。消費税アップ分も入っているというふうにお伺いしました。で、前回の平成 24 年度の再評価のときは 425 億円で一応、これでいくということになっていたものが 2 年後に 75 億円というところで、先ほど申しました消費税アップの部分というのがかなりのお金になるのじゃないのかなと思うんですね。もうこれ 75 億という非常に大きなお金ですから。75 億の消費税分は、括弧して消費税分アップ分いくらと書いたほうがなんか、すっところ理解できるような気もするんですけども、割り戻せばいいだけの話なんですけど、そんな書き方はなさらないのですかね。県のこういう予算はどうのというときには、消費税が上がらなかつたらもっと低かったわけでしょ。

(道路建設課)

消費税と物価変動分については、この事業に限ったことではありませんので、今回記載していませんでした。

(委員)

また、その内、参考に聞かせてください。消費税分はいくらなのかとか、今計算したらできるんですけどね、はい。

(道路建設課)

消費税部分については、今の試算で6億5,000万円くらいの増となります。

(委員)

そうなんですか。そうですね、そのようになりますよね。だから、単純に私たちが75億円でびっくりしていますけれども、6億5,000万消費税の分だと思えば、もうちょっとこう気分的に楽になるような気はしますけれども。すいません、ちょっと余分なことかもわかりませんが、お願いします。

(委員長)

その他は、ご意見・ご質問はよろしいでしょうか。はい、それでは、ほぼ議論も出尽くしたという感じでしょうか。では、ここまでとさせていただきます。どうもありがとうございました。それでは、引き続きですが砂防事業の事後評価の508番の事業に移りたいと思います。説明のほうをお願いします。

508番 丈六谷川

(四日市建設事務所 事業推進室長)

四日市建設事務所 事業推進室長の柘植でございます。それでは資料508番、丈六谷川砂防事業の事後評価結果につきまして説明させていただきます。本事業は平成12年度から平成21年度にかけて行われました事業でございます。事業完了後5年が経過いたしましたので、三重県公共事業事後評価実施要綱第3条に基づきまして、事業評価を行うものでございます。なお、再評価につきましては事業予算化5年未着手もしくは10年間経過時点で継続中という要件を満たしていませんでしたので、実施しておりません。それではまず、事業を実施した場所について説明させていただきます。丈六谷川は、三重郡菰野町千草地内の朝明川上流域右支川に位置する土石流危険溪流であり、鈴鹿国定公園第二種特別地域にあります。また、流域下流には人家、キャンプ場、発電所がございまして朝明川に沿って県道朝明溪谷線が走っています。

次に、事業目的について説明させていただきます。本事業は丈六谷川において砂防堰堤を設置して、土石流による災害を未然に防ぐことを目的としています。

続きまして、被害想定および保全対象について説明させていただきます。画面で黄色く囲まれている範囲が丈六谷川で土石流が発生した場合の被害想定区域でございます。保全対象は、人家 2 軒、山小屋 1 軒、養魚場 1 軒、県道朝明溪谷線、橋梁 1 橋となっています。また、朝明川の上流には朝明キャンプ場及び砂防学習ゾーンが整備されており、下流には家屋が点在し、キャンプ場であるグリーンランドあさけや千草水力発電所などがあります。丈六谷で土石流が発生した場合、下流に甚大な被害が発生するとともに、県道朝明溪谷線が被災しますと朝明キャンプ場や砂防学習ゾーンへのアクセス機能が喪失されると想定いたしました。

続きまして、事業内容について説明いたします。画面の図は砂防堰堤の平面図です。この平面図では、右から左に向かって丈六谷川が流下しています。事業期間は平成 12 年度から平成 21 年度の 10 年間で、総事業費は 6 億 3,000 万円でございます。実施内容につきましては、透過型堰堤を 3 基設置するとともに既存施設の床固工の修復を 3 基行いました。

続きまして、事業の効果について説明いたします。事業中の平成 20 年 9 月には、時間雨量 126 mm、総雨量 639 mm の豪雨によって土石流が発生しましたが、丈六谷川の下流域では新設した堰堤が土石流を捕捉したため、影響はありませんでした。また、堰堤完成後の、平成 23 年度 9 月の台風 12 号で総雨量 300 mm、今年 8 月の台風 11 号では総雨量 500 mm を超える豪雨を経験しましたが、土石流による被害は発生いたしませんでした。

続きまして、土石流対策事業における費用便益比の算出手順について説明いたします。費用対効果は、土石流対策事業の費用便益分析マニュアルに基づいて算出しています。便益は被害想定区域を設定し、この範囲以内の資産額をもとに対策後の被害軽減額を算出します。被害軽減額から年平均被害額を算出し、整備期間及び整備後 50 年間における現在価値化した年平均被害軽減額の合計額を便益としています。費用は整備期間の年度ごとの事業費を現在価値化して、この合計額を費用として見込んでおります。費用便益比は便益を費用で割って算出しております。

続きまして、費用対効果について説明いたします。先ほど申し上げました便益 B は、縦軸真ん中の 0 から上の水色、費用 C は 0 から下のオレンジ色でございます。これを土石流対策事業の費用便益分析マニュアルに基づき、割引率 4% を用いて現在価値化すると便益 B は青色、費用 C は赤色となります。そうしますと、総便益 B は約 13 億円、総費用 C は約 10 億円で費用対効果 B/C は 1.33 となり、1 を超える結果となりました。

続きまして、その他の効果について説明いたします。その他の効果といたしましては、3 点あげられます。まず 1 点目といたしまして、山地森林被害抑止効果でございます。流域内の溪流空間を保全する効果が見込まれます。2 点目は、交

通途絶による機会損失の防止効果でございます。県道朝明溪谷線の安全性が確保され、上流のキャンプ場へのアクセスが確保されることにより機会損失が防止されます。3点目は、波及効果でございます。土石流の発生を抑制することで人家の安全性が向上し、生活する地域住民が持つ土石流が発生するのではという不安感を軽減する効果がございます。

続きまして、本事業の環境面への配慮及び事業による環境の変化について説明いたします。本事業区域内には希少種であるスズカカンアオイ、トサノミツバツジ、ミヤマウズラが発見されました。このうち、工事の影響を受ける恐れがあるものにつきましては、近隣の影響を受けない箇所に移植いたしまして、植生環境に配慮いたしました。

続きまして、事業を巡る社会経済情勢等の変化について説明いたします。事業を行った丈六谷川より上流には朝明キャンプ場、下流にはキャンプ場のグリーンランドあさけといった人気のレジャー施設が開設されていますが、近年のアウトドア志向の高まりにより、鈴鹿国定公園に位置し豊かな自然を持つこの地域の人気・価値はますます高まっています。丈六谷川で土石流が発生し、県道朝明溪谷線が途絶すると、キャンプ場の利用者が孤立し救助に時間を要するとともに、長期間に渡ってレジャー施設が利用できなくなる恐れがあります。このことから、計画策定時と比べ、当地区での土石流対策の重要性が高くなっていると言えます。

続きまして、県民の意見について説明させていただきます。県民の意見は住民アンケートで聴取いたしました。アンケートは、丈六谷川の砂防事業を実施したことによる安心感などを把握することを目的としております。アンケートの対象者は、土石流危険区域下流の千草地区・奥郷地区にお住まいの方々、229件を対象といたしました。その結果、229件のうち227件の回答を得ることができました。まず、アンケート対象者の年齢構成についてですが、40代から70代までがそれぞれおよそ2割ずつの割合で、60代が3割近くで最も回答者数が多い結果となりました。次に、あなたの家の近くに大雨の時に土石流により被害が発生する恐れのある溪流、土石流危険溪流の有無をご存知ですかという質問に対して、73%の方から家の近くに土石流危険溪流があることを知らないという回答を得ました。次に、丈六谷川が土石流による災害が発生する恐れのある溪流であることを知っていましたかという質問に対して、77%の方が丈六谷川が土石流危険溪流であることは知らなかったという回答を得ました。次に、住んでいる地区の避難場所はどこか知っていますかという質問に対して、94%の方から知っているという回答を得ました。次に、県が丈六谷川で土石流による災害を防ぐための工事を行っていることを知っていましたかという質問に対して、76%の方から知らなかったという回答を得ています。次に、丈六谷川の砂防堰堤の工事により、安心して暮らせるようになったと感じますかという質問に対して、60%の方から安心

して暮らせるようになったと回答を得ています。次に、丈六谷川の砂防堰堤の工事により安心して暮らせるようになったと感じますかという質問に対してあまりそうではない、そう思わないとお答えになった方はその理由を選んでください、という質問に対しまして、46%の方から工事の効果がわかりにくいからという回答を得ました。次に、土砂崩れなどの災害に対して不安を感じますかという質問に対して、45%の方から土砂崩れなどの災害に対して不安を感じるという回答を得ました。次に、今後も行政が、土砂崩れなどの災害を防ぐ工事を実施していくことを望みますかという質問に対しましては、85%の方から土砂崩れなどの災害を防ぐ工事を今後も望むという回答を得ました。次に、土砂災害防止のための砂防事業は、今後どうあるべきだと考えますかという質問に対しまして、67%の方からハード対策とソフト対策を平衡して進めるべきであるという回答を得ました。

続きまして、住民アンケートの結果等から今後の課題等について説明いたします。アンケートの結果、土砂災害に関する関心が高いものの県が土砂災害対策事業を実施していることの認知度は高くないことがわかりました。しかし、住民は土砂崩れ等の災害に対して不安を感じており今後も県が土砂災害対策工事を実施していくことが望まれています。また、県が実施している土砂災害対策工事の事業効果がわかりにくいことを理由に、安心感の向上をあまり感じていないとの回答がありました。そこで、今後の課題といたしまして、危険箇所や避難場所がわからないとの意見があることから、市町の防災対策部局と連携し、住民自らが危険箇所の把握や避難態勢の準備など日頃から取り組めるように支援していくことが重要であると考えております。また、事業効果が分かりにくいという意見があることから事業着手前における事業効果の説明方法の工夫が挙げられます。事業着手前に行う説明会において、事業効果が分かりやすくなるような工夫をしていきたいと考えております。以上で、説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいいたします。

(委員長)

はい、ありがとうございました。ただいまの説明、その評価について、それは妥当であるかどうか、いかがでしょうか。委員の皆さん、ご意見・ご質問をお願いします。はい。

(委員)

完成後ですね、堆積した土砂というのをですね、もう何回くらい撤去されたんですか。

(四日市建設事務所 事業推進室長)

完成後は、まだ撤去はしておりません。

(委員)

この間雨量が 500 mm とか言われましたですね。あの時もオーバーせずに、まだ若干余裕はあるんですか。

(四日市建設事務所 事業推進室長)

そうですね。まだ余裕はございます。

(委員)

どのぐらい。計画というのは、土量は今、ざっと、ほっといてもいいような感じなんですね。

(四日市建設事務所 事業推進室長)

そうですね、今の状況ですと平成 20 年 126 mm、600 ぐらいの洪水もらってるんですけども、あの程度以上のものが来ない限りは大丈夫かなとは思っております。

(委員)

ああ、そうですか。それとあと、電線か何か張ってあるんですか。

(四日市建設事務所 事業推進室長)

その対策はしておりません。

(委員)

ありがとうございました。

(委員長)

その他はご意見・ご質問はいかがでしょうか。

(委員)

住民アンケートで知らなかったというのが、これ、かなり逆に良いことだと思います、分かったことがですね。多分こういう防災対策に関して、殆どの方は理解されていないのが現状だと思うんです。そこからこういうアンケート書いて、多分、県の方がいろいろと事業されていて、ここは危ないですよ、こういう対策したけどこういう危険性がまだ続いていますよ、というところを周知させていた

だと、今後の防災面でもかなり役立つのかなと思うんですが、そのあたり最後の今後の課題の中にも書かれてる、具体的にどういうことを考えられているのか、ちょっとここをお伺いしたいなと思います。

(四日市建設事務所 事業推進室)

まあ、具体的にはこれからハード対策をやっていくときは、細かな丁寧な説明というのが当然の話になっていくんですが、今気になるのは広島で大きな災害がございまして、土砂災害防止法の普及というのが望まれているんですけども、ああいうことも含めてですね、やはり、危険な状況にありますよというアナウンスってというのは、これから役場さんと連携しつつ行っていかないといけないのかなと。

(委員)

それから、この事業コンパクトに端的にもまとめられていて、こういうのをこまめにいろいろと危険箇所をつなげていくのがいいのかなと、私は思うんですけども、そのあたり計画的な考えというのはいかがでしょうか。

(四日市建設事務所 事業推進室長)

県全体的になると確かにその通りでございまして、今やりました菰野地区というのは、昔から明治の時代からですね、砂防の普及が盛んでございまして、デレーケという技術者が行った堰堤ができたりしまして、いろいろあるんですが、ある程度の整備技術っていうのは整ってきているんですけども、言われるように箇所箇所、やはり危険なところもございまして計画的に進めて行く必要があると考えております。

(委員長)

一つお聞きしたいと思ってたんですが、今、話に出てきましたので、一番最初のところを見せてもらえますか。スライドの一番最初のほう。今回のお話はこの水系、ここの谷ですけども、これはちょっと見た感じ、谷はここにもある、ここにもある、こっちにもある。まあ、それを言っはきりがないんですが、県の仕組みとしてはどういうふうにするんですか、優先順位。特にここが危ないというそういう指定があつてまずそこからやるのか、これらの谷を全部埋めようと考えたら多分きりがいいですね。今回はその中でも、特にここは危ないというか、そういうことだからということなのか。他の隣り合わせの谷では、あと何十年かは大丈夫だとそういう風に言えるのかどうか、そのあたりはどうなんでしょう。

(四日市建設事務所 事業推進室長)

砂防の事業を考えますときに、こう大きな朝明川流域全体の整備、土石流に対する整備効果はどうかというところからスタートいたしまして、対岸のこういう危険な溪流等は整備が終わっております。で、こういう谷々にあるところでも土石流危険溪流でない溪流もございますので、斜面 15 度でしたかね。15 度以上の急峻な地形のところを土石流危険溪流という形で位置づけまして、その整備を順次やってるところでございまして、今回の平成 12 年度からやりましたこのところにつきましては、ここでやってるんですが、その前のときには、この対岸。またその上流のこの砂防学習ゾーンとかあるんですが、その辺の整備は終えている状況になっております。

(委員長)

では、予算があれば、また余裕があれば、もうちょっと危険度は下がるかもしれないけども、また他のところで工事をやる、やるだろうということになるんですか。

(四日市建設事務所 事業推進室長)

そうですね。まずはここの溪流一つ見ますと、ここの基準点を 100 の整備率に持って行くように整備を進めることを優先してやりますけども、他の河川、三滝川流域とか海蔵流域とかいろいろありますが、そういうところの危険な流域につきましても同じ考えで整備を進めていくということでございます。

(委員長)

はい、分かりました。委員の皆さん、その他ご意見・ご質問等をお願いします。

(委員)

このアンケートは、いつでしたっけ、8 月でしたかね、広島の大変な災害がある前。

(四日市建設事務所)

アンケートに関しましては 8 月前に自治会にお配りしまして、自治会が集まるのがお盆ってということで、配られたのはお盆頃配られてますので、まさにその広島が災害が起こった頃に、アンケートをさせていただいております。

(委員)

起こった前か後かってというのは。

(四日市建設事務所)

正確には分からないんですが、その頃。

(委員)

それにしても非常に関心が薄いように、あの災害のあった後だったら、皆さんやっぱり山の側に住んでる人は考えられたと思うんですけど、なんか案外のんびりと知らなかったとか。

(四日市建設事務所)

やはりですね、山から少し離れてはおりますので、ですのでもちよっと関心が薄いのかなとは。

(委員)

集落はだいぶ離れていて、キャンプ場とか山小屋なんかぐらいなんですか。

(四日市建設事務所 事業推進室長)

千草地区と奥郷地区というのが、この付近にあるんですね。千草地区の方でも高台にいてですね、全然土石流に関心のない方もいたかも分かりません。そういう方達全般に意見を、アンケートをお願いしましたので、実際平地において高いところに住んでる方もおられたのかなという思いです。

(委員)

じゃあ、全く安全だと思われるところに住んでらっしゃる方も、ここはかなり入っているというふうに見せていただいてよろしいわけですか、このアンケートは。

(四日市建設事務所 事業推進室長)

はい、そうです。

(委員)

あまりにもちょっと知らない方とかがいるのかなと思って。

(四日市建設事務所 事業推進室長)

そうです。

(委員)

はい、そういう意味でしたら分かりました。

(委員長)

よろしいでしょうか。その他、はい、どうぞ。

(委員)

あの、環境配慮で希少種の移植という話がありましたが、ここは前から配慮されてすごいなと思って聞いたんですけど、実際のところは移植というのは成功するんですか。その後、こんな植え替えてうまくいくんだらうかと。

(四日市建設事務所)

移植に関しましては着手前にですね、専門家の方に伺いまして方法とかですね、一応やらせていただきまして実施しております。一応、移植は成功していると考えております。

(委員)

分かりました。ありがとうございました。

(委員長)

その他はよろしいでしょうか。ご自由にご質問など、はい、委員さん。

(委員)

先程、どなたかおっしゃっていましたが、まだ埋まってないから、その流れてきた土は除去してないということですけど、いつかそれがずっと流れていっぱいになったときに、その除去ってどういうふうにするんですか。

(四日市建設事務所 事業推進室長)

工事をするときにはですね、工事用道路というのを作ってですね、そこに進入して工事をやるんですけども、こういう土砂を取ってまたメンテナンスをしていくというところにつきましては、そういう工事用道路を残してですね、車両は重機が入れるように考えております。

(四日市建設事務所)

工事で使用した工事用道路はまだここに残っておりますので、それをちょっと

大型ダンプが通れるように修復しながら、実際のところは将来工事を進めていきます。

(委員)

はい、ありがとうございました。

(委員長)

その他はいかがでしょうか。ご意見・ご質問など、委員の皆さんよろしいでしょうか。はい、この事業につきましては、ここまでとさせていただきます。では次に移りたいと思います。同じく砂防事業の事後評価ですが、次は 509 番の事業について説明をお願いします。

509 番 中野谷川

(熊野建設事務所 事業推進室長)

熊野建設事務所の梅川と申します。平成 12 年度から平成 22 年度に実施した中野谷川の砂防事業について、事業完了後概ね 5 年が経過しましたので、三重県公共事業事後評価実施要綱第 3 条に基づき、事業評価を実施しました。その評価結果をご説明いたします。なお、中野谷川砂防事業については、再評価実施要件となる事業予算化 5 年間未着手の事業、もしくは 10 年間経過時点で継続中の事業のいずれにも該当しないため、事業再評価を実施しておりませんので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

まず、事業を実施した場所および事業目的についてご説明いたします。中野谷川は南牟婁郡紀宝町浅里地区に位置し、熊野川左岸の南向きの斜面に位置する土石流溪流となっております。本事業は中野谷川において砂防堰堤を設置して土石流による災害を未然に防ぐことを目的といたしました。画面黄色の部分ですけれども、中野谷川で土石流が発生した場合の被害想定区域となっております。中野谷川では、崩壊地や溪床からの土砂生産による土石流氾濫被害を想定いたしました。保全対象は、紀南病院浅里診療所災害時用援護者関連施設、旧浅里中学校、現在集会所、洪水時の非難場所となっております。それから人家 2 戸、県道小船紀宝線 200m の区間、林道桐谷浅里線 400m の区間、最後に水田 1.3ha となっております。

続きまして、事業内容をご説明いたします。当初の工期は平成 12 年度から平成 16 年度で、事業費は 7 億 5,000 万円でした。しかし、工事中に本堤背面の法面对策等が必要になりまして、実績では、工期が平成 12 年度から平成 22 年度まで、事業費が 9 億 5,000 万円程となっております。画面の図は砂防堰堤の実施平

面図です。土石流捕捉のための砂防堰堤 1 基、水叩き先端の洗掘を防ぐための垂直壁 3 基、ならびに想定される洪水を安全に下流に流すための護岸工や帯工からなる溪流保全工 165m となっております。

次に事業の効果についてご説明します。砂防堰堤を整備後、中野谷川では平成 23 年の紀伊半島大水害等を経験しましたが、流域付近で小さな崩落があったものの、幸いにも下流への土砂流出はなく、保全対象への被害もありませんでした。

事業の費用対効果については、土石流対策事業の費用便益分析マニュアル案に基づき、費用便益比 B/C で評価しています。土石流対策事業における費用便益比の算出についてご説明します。便益はまず被害想定区域を設定し、この範囲以内の資産額から事業による被害軽減額を算出します。算出した被害軽減額から年平均被害軽減額を算出し、整備期間及び整備後 50 年間における現在価値化した年平均被害軽減額を算出し、この総計を便益としております。費用は整備期間の年度毎の事業費を現在価値化して、この総計を費用と見込みます。この計算のうえ、便益を費用で除して費用便益比 B/C を算出します。それにつきましては、先程の丈六谷と同じ様な事をやっております。続いて B/C の算出結果についてご説明いたします。土石流対策事業の費用便益分析マニュアルに基づきまして、整備期間および供用期間に発生する費用と便益の現在価値化を行った結果、費用は約 14 億円、便益は約 16 億円となりまして、 B/C は 1.17 となっております。その他の効果でございますけれども、費用便益比として数値で表した効果以外に見込むことができるものとして、3 つがでております。1 点目としましては、山地森林保全効果となっております。砂防堰堤の整備により、溪床の土砂流出による荒廃を防止することができ、溪流空間を保全する効果が見込まれます。次 2 点目ですけれども、交通途絶による迂回損失の防止効果です。土砂流出が原因となる交通途絶による迂回損失防止効果が見込まれます。最後に 3 点目でございますけれども波及的効果です。砂防堰堤を整備することで、人家の安全性が向上し、生活する地域住民の不安感が軽減される効果が見込まれます。

次に、本事業で環境、景観に配慮した点でございます。環境面への配慮としまして、生態系等の環境への影響を抑えるために溪流保全工の護岸に植生が繁茂しやすいブロックを採用しております。あと景観への配慮といたしまして、溪流保全工の底張りに自然石を活用しております。事業完了後、中野谷川を取り巻く環境変化について 2 点挙げております。1 点目なんですけれども、社会情勢といたしまして、地域の住民の高齢化がさらに進んでおりまして、非難困難者が増加していると考えられます。2 点目ですけれども、近年日本各地で発生している土砂災害と降雨量の関係を見ますと、一年に発生する土砂災害発生件数と 1 時間当たりの降雨量が 50 mm を越える回数が増加傾向にありまして、土石流、流木災害が発生する危険が高くなっていると考えられます。

続きまして、砂防事業を実施したことによる安心感を把握することを目的としたアンケート調査を平成 26 年 7 月に実施しておりますので、それについてご説明いたします。アンケート対象者は、中野谷川の保全対象地区にある浅里地区、この赤色の点線で囲ったお住まいの方 32 名を対象としております。アンケートを配布した 32 名のうち、29 名の方から回答を得ております。アンケート対象者の年齢構成でございますけれども、80 歳以上が 14 名、70 代が 4 名、60 代が 8 名、50 代が 2 名、あと無回答 1 名となっております。土石流対策の認知度についてのアンケート結果でございます。左の方ですけれども、あなたの家の近くに大雨の時に土石流により被害が発生する恐れのある溪流の有無をご存知ですかという質問に対しまして、62%の方から知っているという回答がでております。右側、三重県が中野谷川で土石流による災害を防ぐための工事を行っていることを知っていましたかという質問に対して、76%の方から知っていたという回答がありました。中野谷川が土石流による災害が発生する恐れのある溪流であることを知っていましたかという質問に対しまして、45%の方から中野谷川が土石流危険溪流であることを知っているという回答でございます。右側ですけれども、あなたの住んでいる地区の非難場所はどこかご存知ですかという質問に対しましては、83%の方から避難場所がどこかを知っているという回答がありました。

次に対策を行ったことによる安心感を把握するためのアンケート結果となっております。右側でございますけれども、中野谷川の砂防堰堤の工事により、安心して暮らせるようになったと感じますかという質問に対しまして、53%の方からそう思う、どちらかといえばそう思うという回答がありました。右の方ですが、中野谷川の砂防堰堤の工事により安心して暮らせるとあまりそう思わない、そう思わないとお答えになった方にその理由を挙げてください、という質問に対しまして、64%の方から工事の効果がわかりにくいからという回答がございました。この二つの項目について、少し不本意な数字がでておりますけれども、少し言い訳になりますが、今回のアンケートの対象者でございますけれども、今回の事業の保全対象外の住民も含んでおりますので、その辺りの意見が入ったということで少し数字が低くなったのかなということを考えてございます。

次に今後の土砂災害対策についての意見収集のアンケート結果です。土砂崩れなどの災害に対して不安を感じますか。という質問に対して、93%の方から土砂崩れなどの災害に対して不安を感じるという回答がありました。右側ですけれども、今後も行政が、土砂崩れなどの災害を防ぐ工事を実施していくことを望みますかという質問に対しましては、90%の方から土砂崩れなどの災害を防ぐ工事を今後も望むという回答がありました。最後ですけれども、土砂災害防止のための砂防事業は、今後どうあるべきとお考えですかという質問に対しましては、66%の方からハード対策とソフト対策を並行して進めるべきであるという回答が得て

おります。

住民アンケートの結果、住民が土砂災害に不安を感じていること、県の実施している土砂災害対策事業に対するニーズが高いことがわかりました。よって、今後も砂防施設の整備を進めていく必要があると考えております。一方で、工事の効果が変わりづらいとの意見を頂いていることから、今後は事業着手前の事業効果の説明方法について工夫を検討していく必要があるのかなと感じております。また、施設整備には、多額の費用と長期の時間を要するために、市町の防災対策部局と連携しまして、住民自らが危険箇所の把握であるとか、避難態勢の準備などの日頃から取り組めるように支援していくことも重要であると考えております。以上でご説明を終わります。ご審議のほうよろしくお願いいたします。

(委員長)

ありがとうございました。では、この事業につきまして特に評価の妥当性について、ご意見・ご質問をお聞きしたいと思います。委員の皆さん、いかがでしょうか。

(委員)

先程と同様に同じ様なアンケートをされてるんですけど、この地区っていうのは最近かなり大きな災害があったんですが、知らないという方が結構おられるという状況って、ちょっと私、先程、委員が持たれたのと同じようなイメージがあるんで、先程の地区はちょっと外れているからというのは分かるんですけども、これはどうしてこういう状況なのかというのは調べられてないのでしょうか。

(熊野建設事務所 事業推進室長)

正確な分析というのは難しいところはあるかとは思いますが、先程と同じようにですね、近くの溪流近くに住んではみえるんですけども、特に危険ではなかったという方もなかにはおまして、その辺の温度差がこの辺りの回答に出ているのかなというところでございます。

(委員)

危険溪流とか土石流の発生の可能性がある溪流自体はやっぱり、地元の方はあんまり半分以上が知らなかったということは、知らないという状況なんですか。

(熊野建設事務所 事業推進室長)

そうですね、一つ一つの溪流を意識してですね、また、それに対する事業とか

いう観点でないところもございまして、ばくっと危ないという感覚は持ってられるでしょうけども、こういったアンケートに対してこの様に答えがでてきているのは、そのあたりのところが、こう結果には出ていないというところでもあったと思います。

(委員)

できればそういうところはやっぱり県の方が、なんかとちょっと地元の方に理解していただければ、今後の対策にもつながるか、先程も申し上げたんですけど、よろしくをお願いします。

(熊野建設事務所 事業推進室長)

今回のアンケート結果に出てますけれども、事業の説明不足といいますか、説明に対する範囲が狭かったというところもあるかも分かりません。そのあたりについては、今後の必要性も鑑みてですね、対処していきたいなと思います。

(委員長)

その他は、ご意見・ご質問等はいかがでしょうか。

(委員)

景観に配慮して自然石を活用したっていうのは、これは現場で出てきた石を利用したということで、コスト縮減にもつながっているというイメージで捉えてよろしいんですか。

(熊野建設事務所 事業推進室長)

設置の手間もありますので、コスト的にというところがあるかと思いますがけれども、そのあたりよりも自然の景観上を考慮してであるとか、少量の水が流れた際にのみ流速を抑えることが出来るかと思いますが、そういった目的で設置いたしました。

(委員)

地元で出た石をそのまま使われた。

(熊野建設事務所 事業推進室長)

そうですね。地元で発生した石を利用してございます。

(委員長)

はい、どうぞ。

(委員)

先程の事業で、どういうところにこの砂防ダムを作るかの優先順位の話があったときに、危険流域でしたっけ、なんかそういう安定度みたいな、傾斜角度とかで優先順位をつけるっていう話がありましたけれども、今回のを見ると、不安を感じるのが解消されないで優先順位を上から作っていくのかな、というのが非常に疑問を感じていて、例えば、これっていうのは、斜面側の安全性の優先順位だけでなく、やはり保全対象の何か優先順位みたいなのが非常にあって、今回、民家・人家、非常に少なく、アンケート対象外の人が多いけれども、やはり病院だとか集会所だとかあるから、ここがこう選ばれているというところがうまく伝わっていないということなんですかね。

(熊野建設事務所 事業推進室長)

各地で危険渓流がある中で、そのなかでどうしても優先順位を決めなければならないというところについてはですね、一つの指標といたしましては、費用対効果が高いところというところがございます。ただ、事業を進めるなかではですね、地域の理解が得にくいところがあったりとして、事業がうまく進まないというところがあったりとか、それでいて人数が少ないから、住民が少ないから放つというでもいいということでもないところがございます。このあたりバランスをとって優先順位を進めているというところがございます。

(委員)

例えば今回の場合だと、やっぱりここでも強調されてるみたいな病院、診療所ですかとか、避難所があるっていうのは非常にカウントされているということなんですか。

(熊野建設事務所 事業推進室長)

そうですね。避難所というところもありますので、避難地域の人から避難するところを保護するという目的もございます。

(委員)

はい、分かりました。ありがとうございます。

(委員長)

あと、よろしいでしょうか。委員の皆さん、その他、ご意見・ご質問をお願い

します。

(委員)

直接これとは関係のない話で、ここって山が動いてるような感じがするんですけど、それに対しての堰堤の部分というのは、全然問題、現状としてはないんでしょうか。地滑り的な動きがこの辺あるような感じがしたんですけど。

(熊野建設事務所 事業推進室長)

現在のところですね、この大きな地滑りっていうのはですね、兆候等は確認されていないのですけれども、この全般的にですね、この砂防工事進めていく中でですね、委員様の仰るようなことがあればですね、それも配慮した上で整備していきたいと思っております。

(委員)

この隣の所なんですけど、近隣を走っていると段差が結構できてたりしたのですが。

(熊野建設事務所 事業推進室長)

その中でですか、今仰ってるのは。

(委員)

上がっていきますよね。

(熊野建設事務所 事業推進室長)

はい。

(委員)

上がっていった、上がった曲がったところの上のあたりが段差が出来てた、あれは違うんですよね、そうすると。右の方、東側。

(熊野建設事務所 事業推進室長)

現地のお話。

(委員)

はい、現地の話で。これとは全く関係ないんですけど、あの堰堤がそれに影響しているかどうかだけ、ちょっと伺いたいなと思っております。

(熊野建設事務所 事業推進室長)

現地の方へいきますと、この画面でも少し、向かって左側のほうに白くなっているところがありますけれども、林道付近のところで過去にこう滑ったようなところは確かにございます。こちらについては、保全対象もないということですね、今回の事業に含めておりませんけれども、そういったところがあるということは確かでございます。

(委員)

ここでは動いていない。

(熊野建設事務所 事業推進室長)

そうですね、滑りが、影響があるという状況ではございません。

(委員)

はい、分かりました。

(委員長)

その他はいかががでしょうか。ご意見・ご質問等、お願いします。時間的には予定よりやや早いんですが、特になければ、その他よろしいでしょうか。では、今説明いただきました事業につきましては、ここまでとさせていただきます。それでは、ここでひとまず質疑を終えまして、一旦休憩を挟みます。本日審議しました事業について、委員会の意見をまとめることとしますが、委員の皆さんよろしいでしょうか。はい、それでは、いったん休憩にしまして、再開は予定より少し早いんですが、40分後でしたら、15時35分ですか。

(事務局)

15時40分くらいにしましょうか。

(委員長)

15時40分に再開ということでよろしいでしょうか。はい、ではそれでお願いします。

[休憩]

(委員長)

それでは、約束の時間を少し過ぎました。委員会を再開します。今しがた意見書案を検討しましたので、まず、それを読み上げます。

意 見 書

平成 26 年 11 月 4 日
三重県公共事業評価審査委員会

1 経 過

平成 26 年 11 月 4 日に開催した平成 26 年度第 3 回三重県公共事業評価審査委員会において、県より海岸事業 2 箇所、道路事業 1 箇所、河川事業 1 箇所および砂防事業 2 箇所の審査依頼を受けた。

これらの事業に関して、担当職員から事業説明を受けるとともに、審査資料に基づき審査を行った。

2 意 見

審査対象事業に関して慎重な審査を行った結果、以下のような意見を委員会としてとりまとめ、三重県知事に対して答申するものである。

(1) 海岸事業[県事業]【再評価対象事業】

9 番 宇治山田港海岸

当該箇所は、平成 12 年度に事業に着手し、平成 21 年度に再評価を行い、その後おおむね 5 年を経過して継続中の事業である。

今回、審査を行った結果、事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。

(2) 海岸事業[県事業]【事後評価対象事業】

510 番 五ヶ所港海岸

当該箇所は、平成 8 年度に事業に着手し、平成 22 年度に完了した事業である。今回、審査を行った結果、事業の効果については評価結果の妥当性を認める。

なお、県民等による施設の利用を想定する事業については、完成後の管理方法などについて、地元自治体、地元住民との連携も考慮した計画とされたい。

(3) 道路事業[県事業]【再評価対象事業】

10 番 一般国道 477 号 四日市湯の山道路

当該箇所は、平成 9 年度に事業に着手し、平成 18 年度、平成 23 年度、平成 24 年度に再評価を行い、その後の社会経済情勢の急激な変化等により再評価を実施する必要が生じた事業である。

今回、審査を行った結果、事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。

なお、可能な限りコスト縮減の取り組みを図りたい。

(4) 河川事業[県事業]【事後評価対象事業】

507 番 二級河川大堀川

当該箇所は、昭和 56 年度に事業に着手し、平成 22 年度に完了した事業である。

今回、審査を行った結果、事業の効果については評価結果の妥当性を認める。

(5) 砂防事業[県事業]【事後評価対象事業】

508 番 丈六谷川

509 番 中野谷川

508 番については、平成 12 年度に事業に着手し、平成 21 年度に完了した事業である。

509 番については、平成 12 年度に事業に着手し、平成 22 年度に完了した事業である。

今回、審査を行った結果、508 番、509 番について、事業の効果については評価結果の妥当性を認める。

以上です。委員の皆さんよろしいでしょうか。はい、それでは、当意見書を持ちまして答申とします。なお、意見書につきましては、後ほど事務局から各委員に配布することといたします。

(公共事業運営課長)

はい、ありがとうございます。それでは、ここで出席者の入れ替えをしたいと思っておりますので、しばらくお待ち願います。

(3) 事後評価対象事業 概要説明

(委員長)

よろしいですかね。はい。それでは、引き続きまして、議事次第3事後評価対象事業の概要説明について、まず事務局の方から説明をお願いします。

(事務局)

はい、説明をさせていただきます。評価の概要説明につきましては、次回の審議を行う事業につきまして、その評価の概要を事前に説明をすることにより、次回審議の案件につきましてご理解いただく目的で行うものでございます。お手元の資料7個別に青いインデックスがついた資料でございます。この資料につきましては、事業名や事業箇所全体計画、位置図など、事業の概要に関する記述と、評価の視点に基づく評価内容や評価結果など、評価の概要に関する記述で構成されております。この資料を用いて事業主体が1事業当たり5分以内で説明しますので、委員の皆様におかれましては、次回の審議の際に補足して欲しい説明や追加して欲しいデータなどございましたら、データなど、また、次回説明につながるご意見・ご要望をお願いしたいと思っております。なお、これは審議ではございませんので、ご質問等につきましてはごく簡単な程度でお願いしたいと思っております。説明の順番といたしましては、まず前半は農業基盤整備関係の5事業でございます。まず504番の明和第二地区の湛水防除事業、次に501番の城南地区の湛水防除事業と502番の地盤沈下対策事業城南地区でございます。この2事業は関連がありますため続けて説明させていただきます。その後503番の鈴鹿川沿岸2期地区の経営体育成基盤整備事業で、505番紀南地区の中山間地域総合設備事業の概要でございます。最後に水産関係といたしまして506番の宿田曾漁港整備事業の概要説明をいたします。特に説明者の方につきましては、時間管理の方をよろしくお願いいたします。次回、評価対象事業の概要説明についての補足説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

(委員長)

分かりました。それでは、今ご説明いただいたような順番でこれからお聞きします。では、まず順番に概要説明をお願いいたします。

(農業基盤整備課長)

農林水産部の農業基盤整備課長の平野でございます。よろしく申し上げます。まずは、504 番県営湛水防除事業明和第二地区について説明いたします。明和第二地区は三重県公共事業事後評価実施要綱第 3 条により、総事業費 10 億円以上且つ受益面積 150ha 以上のため、事後評価の対象地区となります。事業完了後 5 年間を経過したことから、地域の皆様にご意見を伺い、事業効果の検証と今後の課題について整理をいたしました。本地区につきましても、委員の皆様からご意見をいただきたく存じますので、ご審議よろしく申し上げます。それでは、お手元の概要説明資料をご覧ください。前にも一応パワーポイントがありますが、ちょっと見にくく申し訳ありません。

着手理由ですが、事業名・地区名は県営湛水防除事業明和第二地区でございます。事業の趣旨・着手理由をご説明いたします。湛水防除事業は、排水条件が悪化した地域を対象に、排水施設の再整備を図る事業であり、湛水被害の発生を未然に防止し、農業生産の維持及び農業経営の安定を図ることを目的としています。本地区では、湛水防除事業祓川地区により排水機場 2 ヶ所を整備し、これまで湛水被害の解消に対応してきました。しかし、施設の老朽化による機能低下や機器の損耗の促進、排水河川の堆砂による外水位の上昇等により、近年湛水規模が拡大する状況にありました。又、機場の地元での管理は社会条件の変化や設備機器の老朽化から今後継続が困難な状態になってきており、円滑なポンプ運転管理体制の整備が洪水での対応上大きな課題となっていました。当事業はこの現状に鑑み、施設の改修により湛水被害を未然に防止し、地域の治水の安全確保と農業経営の安定に寄与しました。

次に実績に基づいた全体計画を説明させていただきます。事業期間は平成 12 年から 20 年までの 9 年間でございます。全体事業費は 11 億 2,200 万円で、うち工事費は 10 億 4,900 万でございます。事業費負担は国 50%、県 35%、市町 15%でございます。事業量は、川尻排水機場で口径 700 mm のポンプ 1 台と 1,000 mm のポンプ 1 台、藤原排水機場で口径 700 mm のポンプ 1 台と 1,000 mm のポンプ 1 台です。当初計画は口径 1,200 mm のポンプを 1 台の計画となっておりましたが、故障等の危険分散や降雨量に合わせて 1 台運転、2 台運転等を使い分けて運用することと致しました。

事業箇所周辺の状況です。次に、事業箇所周辺の状況説明させていただきます。本地区の周辺では水田を中心とした農地が広がっており、北には伊勢湾、地区の南側には国道 23 号線南西バイパスが走っています。周辺地域の変化は特にありません。又、周辺で継続中の公共事業は行われておりません。

最後に、費用対効果についてご説明します。計画時に B / C が 1.41 であったものが、現時点で見直したところ 1.56 となりました。理由としましては、実施時の

入札差金等により計画よりも安価に施工できたことが原因・要因で、費用効果等共に現時点での評価に換算しておりますが、大きな差異はありません。以上で、県営湛水防除事業明和第二地区の 504 の概要説明を終わります。

(農業基盤整備課長)

続けて行かせてもらっていいですかね。

(委員長)

はい。

(農業基盤整備課長)

次に 501、県営湛水防除事業城南地区についてご説明いたします。城南地区は三重県公共事業事後評価実施要綱第 3 条により、総事業費 10 億円以上且つ受益面積 150ha 以上のため、事後評価の対象地区となります。事業完了後 5 年を経過したことから、地域の皆様にご意見を頂き、事業効果の検証と今後の課題について整理いたしました。この地区についても、委員の皆様方からご意見をいただきたく存じますので、よろしくお願ひします。それではお手元の概要説明資料をご覧下さい。

事業名・地区名は県営湛水防除事業城南地区でございます。事業の着手理由をご説明いたします。湛水防除事業は先ほどもご説明させていただきましたように、排水条件が悪化した地域を対象に排水施設の再整備を図る事業であり、湛水被害の発生を未然に防止し、農業生産の維持及び農業経営の安定を図ることを目的としています。当地区は、揖斐川と員弁川に挟まれた河口部に位置する輪中地域で、海拔 -2.0m から -0.5m の低湿地帯であり、本地区の排水は桑名市城南排水機場と国土交通省城南排水機場により揖斐川に排水されています。しかし桑名市城南排水機場は老朽化が著しく、地盤沈下の影響もあってポンプの吸い上げる高さが増えることで、これを揚程が増えるといえます。ポンプの排水量が減少し、排水状況が悪化している状況でした。更に当該受益地となる農振地域内の湛水は、都市排水を対象とする国土交通省城南排水機場による排水では対応しきれず、桑名市排水機場の能力の低下の影響もあり、大雨が降れば大規模な湛水状況となっていました。このような状況に対応するために桑名市城南排水機場を更新し、農業経営の確立と高度利用を図るものです。

次に実績に基づいた全体計画をご説明させていただきます。事業期間は平成 5 年から平成 19 年までの 15 年間でございます。全体事業費は 27 億 1,600 万円で、うち工事費は 25 億 9,900 万円でございます。事業費負担は国 50、県 35、市町 15 でございます。事業量は城南排水機場で口径 1,200 mm のポンプ 3 台となってい

ます。

次に事業箇所周辺の状況説明させていただきます。周辺施設の変化は特にありません。又、周辺で継続中の公共事業は揖斐川堤防の拡張工事が行われております。周辺環境は名古屋への通勤圏内として住宅等増加している状況ではありますが、水田を中心とした営農が依然行われています。

続いて再評価ですが、当地区については三重県公共事業再評価実施要綱の第2条により、事業採択から10年を超えたため平成15年に再評価の審査を受けさせて頂きました。審査の結果は、事業継続が妥当ということが認められております。

最後に費用対効果についてご説明します。計画時にB/Cが1.09であったものが、現時点で見直したところ、1.19となりました。理由としましては、先ほどと同様、実施時の入札差金等により計画よりも安価に工事が施工できたことが要因で、費用効果等に現時点での価値に換算しておりますが、大きな差はありませんでした。以上で県営湛水防除事業城南地区501の概要説明を終わらせていただきます。

(委員長)

よろしいですか。

(農業基盤整備課長)

続きます。

(委員長)

どうします。3つ連続か、この辺で1回切りますか。

(農業基盤整備課長)

分かりました。

(委員長)

今2つお聞きしました湛水防除事業の明和第二、それから城南ですね、今説明ありました事業について、委員の皆さんいかがでしょうか。審議は次回ですが、次回の審議に向けてご意見等・ご要望等いかがでしょうか。

(委員)

次回の時に、この事業を行うことによって担い手はどのように変わってきたのか、ちゃんとした集落営農ができているのか、後継者はしっかりと育ってきているのかということが、アンケートか何かでわかれば教えてください。

(農業基盤整備課長)

分かりました。

(委員長)

それではまた、次回ということで、お願いします。その他、ご意見等いかがでしょうか。よろしいでしょうか。特にないようでしたら、今 2 つ目までをお聞きしましたということで、では、その次 3 番目に移りたいと思います。

(農業基盤整備課長)

今の担い手と集落営農について、次回そこを中心にご説明させていただきます。

次、3 番目、502 です。同じ城南地区ですけれども、続きまして県営地盤沈下対策事業城南地区についてご説明いたします。城南地区は同じく、三重県公共事業事後評価 3 条により、10 億円以上且つ受益面積 150ha 以上のため事後評価の対象となります。事業 5 年を経過したので地元の皆さんに意見をお聞かせ願っております。また、本地区につきましても委員の皆様からご意見いただきたく存じますので、よろしくお願いします。それではお手元の概要説明資料をご覧ください。

事業名・地区名は県営地盤沈下対策事業城南地区でございます。事業の着手理由をご説明いたします。地盤沈下対策事業は、地下水等の採取に起因して生じた地盤沈下地域において、沈下により生じた農用地及び農業用施設の被害を修復し、洪水・高潮等による災害に対応することを目的としております。当地域での営農は、員弁川から取水する町屋用水に依存しています。町屋用水は頭首工と左岸・右岸の幹線水路が、県営灌漑排水事業町屋地区で整備され、支線用水については団体営灌漑排水事業により昭和 40 年頃に整備されました。しかし、整備後からの沈下量は約 0.3m から 1.2m にも及び、漏水・水路の不陸により通水量の低下など、施設に多大な機能障害が生じていました。また、排水状況も地盤沈下により排水機的能力低下もさることながら、沈下による排水路への堆砂のために通水断面の縮小など通水機能低下が著しく、雨水の円滑な排除ができず、営農に大きな障害となっていました。こういったことから、当事業により用排水施設の整備を行うことで、地盤沈下による用水路・排水路の機能障害の解消と農業基盤の高度利用による農業経営の安定化を図ることを目的としています。

次に、実績に基づいた全体計画を説明させていただきます。事業計画は平成 5 年から 20 年までの 16 年間でございます。全体事業費は 28 億 4,400 万円で、うち工事費は 24 億 1,300 万円でございます。事業費負担は国が 50%、県が 40%、市町が 10%でございます。事業量は用水路工が 2 万 6,335m、排水路工が 9,568 m、揚水機場が 1 箇所となっております。

次に、事業箇所周辺の状況を説明させていただきます。周辺環境は先程の湛水防除事業城南地区と同様であります。その状況ですが、周辺環境が名古屋への通勤圏内として住宅の増加はしており、また、周辺では継続中の公共事業は揖斐川堤防の拡張工事が行われておりますが、水田を中心とした営農は変わっておりません。

続いて再評価ですが、当地区については三重県公共事業再評価実施要綱の第2条により、事業が10年を超えるということで、平成15年に再評価の審査を受けさせていただきました。審査の結果、事業継続の妥当性を認めていただいております。

最後に費用対効果についてご説明します。計画時にB/Cが1.11であったものが、現時点で見直したところ1.37となりました。理由としましては先程と一緒にすけども、実施時の入札差金等により計画よりも安価に施工できたことが要因で、費用・効果ともに現時点での価値に換算しておりますが、大きな差はありませんでした。以上で県営地盤沈下対策事業城南地区の概要説明を終わらせていただきます。

(委員長)

はい、今502番ですね、502番の地盤沈下事業に関する、地盤沈下対策事業のご説明いただきましたが、次回の審議に向けて何かご要望・ご意見等、はい、どうぞ。

(委員)

すいません。沈下を防止した用水路っていうんですかね、どのような工法でやられたりですね、そこらへんを教えてくださいと思います。

(農業基盤整備課長)

分かりました。

(委員長)

はい、その他いかがでしょうか。私から一つなんですけど、ぱっと理解しにくかったんですけど、地盤沈下がそもそもどういうメカニズムで起こるものであって、その中で今回県として取り組んできた事業がどの程度それを防いでいるのか、防いでいると思われるか、そもそも何でこういう問題が出てくるか、それに対して県としてはこうやってきたというその全体像のような、そういうご説明があれば分かり易いかと思いました。それはまた、次回にお願いします。その他はいかがでしょう。次回に向けてのご意見・ご要望等、よろしいでしょうか。はい、で

は審議については次回ということでお願ひします。

(農業基盤整備課長)

沈下しないようにするための工法をどうしたのかということと、どうして沈下するかということのメカニズム、ちょっとそこまでちゃんと把握というか現状で困っているというところがあるので、メカニズムまでちょっとはつきりと把握しきれないかも分かりませんが、ご説明させていただきます、全体的な工法含めた全体像を次回ご回答させていただきます。

(委員長)

はい、分かりました。それでお願ひします。

(農業基盤整備課長)

はい。

(委員長)

はい、では次に移ります。次の事業について概要説明をお願ひします。

(農業基盤整備課長)

続きまして、経営体育成基盤整備事業鈴鹿川沿岸2期地区503につきましては、三重県公共事業事後評価実施要綱第3条に基づき事業期間5年間を経過し、事後評価の対象となったことから、地域の皆様に事業に対するご意見をいただき事業の効果の検証と今後の課題について検討をいたしました。委員の皆様から事後評価のご意見をいただきたく思いますので、よろしくお願ひいたします。それでは、事前の概要説明をさせていただきます。事業名は経営体育成基盤整備事業鈴鹿川沿岸2期地区です。事業の着手理由を説明をさせていただきます。お手元の平面図をご覧ください。当地区は鈴鹿市の東部に位置し、主に米づくりが行われている地域です。しかし、農業従事者の高齢化や後継者不足の問題と合わせ、用水施設の老朽化に伴う漏水が発生する等、維持管理に苦慮しており、このままでは、農業を続けていくことが難しいとの地域からの要請がありました。こうしたことをふまえ、用水路のパイプライン化や自動給水栓の設置により、水管理の省力化をはかるなど、生産コストの低減による農業生産性の向上や、農業経営の合理化を図ることで優良農地を適切に維持・保全し安全安心な食料の生産につなげていくことを事業の目的といたしております。

次に事業の実績を説明させていただきます。事業期間は、平成15年度から平成20年度までの6年間です。事業費は11億6,200万円で、工事費はその内10

億 4,500 万円で、用地費は 1,400 万円です。事業負担割合は、国 50%、県 27.5%、市とその他が 22.5%です。事業量は、用水路整備を 18.2 km、農道整備を 8.9 km 実施いたしました。お手元の標準工法図をご覧ください。前面のパワーポイントになります。コンクリート用水路をパイプライン化するとともに道路沿いの区間については、パイプの埋設後、上部を舗装し、道路を拡幅しております。また、水田への給水を自動化する自動給水栓も配置しております。事業実施地区周辺の状況です。周辺の施設といたしましては、JA 鈴鹿育苗センター、JA 鈴鹿・鈴鹿東部カントリーエレベーター等があります。周辺で継続中の公共事業は、同事業と同じ経営体育成基盤整備事業なのですが、鈴鹿川沿岸 5 期地区と、6 期地区を実施しております。再評価の経緯ですが、用件に該当していなかったということで再評価をいたしておりません。最後になりますが、事業の効果 B / C は、計画時は 1.11 で、現在の評価に見直すと、1.18 となっております。簡単ではございますが、これで説明を終わらせていただきます。

(委員)

はい、ありがとうございました。経営体育成基盤整備事業鈴鹿川沿岸 2 期地区という事業についての説明をしていただきました。委員の皆様の方で何かご意見等いかがでしょうか。はい、よろしいでしょうか。

これも一言だけ言うと、先ほどの森下委員さんからの発言もありましたけども、やっぱり、数字で分かるところと、そうでないところもたぶんあるんだろうと思うんですが、数字で分かるというのは、例えば米の生産がこれだけ伸びたとか、それはそれで分かるんでしょうけども、ただ、農家の経営のあり方とか、例えば、農村の集落がこれだけ頑張っってやっていますとか、数字でスパッと言えないかもしれないけども、村の生活とかそこに住んでいる人々がやっぱりこれだけ生き生きやっていますよというような、何かそういうことも合わせて説明していただければ、より分かりやすいかなと思いました。また、次回ということですが。

(農業基盤整備課長)

担い手等と先ほど言いました集落の辺りはどうなっているかという数字で分かることと、例えば、アンケートもさせていただいていますので、数字では分からないけれども定性的に良くなったとか便利になったということはアンケートでも聞いておりますので、その辺りをまた次回ご説明させていただきます。

(委員長)

はい、それでは次回ということ。

(農業基盤整備課長)

はい。

(委員長)

その他はよろしいでしょうか。はい、では、今の説明につきましてはここまでといたします。次は 505 でしょうか。次の説明に移りたいと思います。はい、お願いします。

(農業基盤整備課長)

505 つづきまして、県営中山間地域総合整備事業紀南地区についてご説明いたします。紀南地区も第 3 条により、総事業費 10 億円以上の事業ですので、完了後 5 年を経過したということでご審議よろしくお願いたします。事業名地区名は先ほど言いましたように県営中山間地域総合整備事業紀南地区でございます。事業の着手理由をご説明します。中山間地域総合整備事業は、傾斜のある未整備農地を抱える中山間地域の地形条件等に配慮し、農業機械の大型化や営農技術の発展等に対応できるよう農地の区画を整えたり用排水路や農道を整備することによって農作業の省力化や生産性の向上及び農業経営の安定化を目指す農業生産基盤整備と、あわせて農村集落内の道路を整備することによって農村集落の生活環境をより良くする農村生活環境整備を総合的に実施することにより、中山間地域の農業、農村の活性化を図ることを目的といたしております。本地区は熊野市・御浜町・紀宝町の 3 市町にまたがる中山間地域にあります。着手当時は、地区の期間作物である柑橘について、品種の充実や付加価値をつけた商品の開発等を行って柑橘農業者の経営対策の強化を図る必要がありました。また、若者を中心とした定住、人口の減少が進むことによる後継者不足の問題、就業者の高齢化の問題などがありました。これらの課題に取り組み、地区の活性化を図るため、区画整備・用水路等の農業基盤整備とあわせて、集落内水路・活性化施設等の生活環境整備を実施いたしました。

実績に基づいた事業全体の説明をさせていただきます。事業期間は、平成 13 年から 21 年までの 9 年間でございます。全体事業費は 30 億 4,200 万円で、内工事費は 24 億 2,900 万円でございます。事業費負担は国 55%、県 30%、市町地元 15%でございます。事業量は、農業用排水施設整備を 9.6 km、農道整備を 8.2 km、ほ場整備を 12.2ha、ため池整備を 3 ヶ所、農業集落整備を 2 km、集落内の防火水槽整備を 1 ヶ所、農村公園整備 0.8ha、活性化施設整備を 1 ヶ所、生態系保全施設整備を 0.5 km実施させていただきました。次に事業箇所周辺の状況をご説明させていただきます。東は熊野灘、南は、西にかけて熊野川からその支川の北山川を隔てて和歌山県と奈良県に、北は大台山脈の山並みで尾鷲市と接する海山

川に囲まれたきれいな地域でございます。最近の熊野道路の整備により、生産地と消費地、都市と農村が繋がることとなりました。本地区で整備した活性化施設、農村公園の周辺には、紀南中核的交流拠点施設熊野倶楽部、金山パイロットフレームがあります。

最後に事業を効果率でご説明します。本事業は、農水省の土地改良の経済効果により、効果を算出しております。B/Cが2.45であったものが、現時点で見直したところ2.04となりました。以上で県営中山間地域総合整備事業紀南地区の概要説明を終わります。

(委員長)

ありがとうございます。505番中山間地域総合整備事業ですが、今説明をお聞きしたところで何かご意見等いかがでしょうか。

(委員)

この事業においては、個人負担というのは分担金がないのか、それとも経常経理費は年に個人がいくらか負担しているのか、その滞納者は居るのか。後、後継者がなくて支払われない現況が多々見られるようなので、そういうのはどのようになっているのか、ちょっと分かれば資料を持って来ていただけましたら。

(農業基盤整備課長)

この中山間総合整備事業は農道とかいろんなところがあるんです。農道とか用排水路とか排水路とか防災的なところとか。それも熊野市、御浜町、紀宝町というように町によってもあとの15%、国が55で県が30でどこも変わらないのですが、その15%の持ち方について事業工種とか、それと市町さんによつての考え方、うちは防災大事なので、もうこれはお金だいで出しましょうとか、それによって全部違うんですわ。それで、地元から負担をいただいております。

(委員)

個人のですか。

(農業基盤整備課長)

個人の負担をいただいておりますけど、それを滞納しているのはありません。

(委員)

分かりました。

(農業基盤整備課長)

負担をいただいでいて、滞納はないですね。

(委員)

はい、ありがとうございます。

(農業基盤整備課長)

答えてしまってなんですが、ちゃんとまた一覧表とかありますので、また後日なんですけど、ちょっと同じ全部の工種ちょっと違うような感じになるんですけど説明します。

(委員)

分かりました。

(委員長)

はい。それは、また次回お願いします。

(委員長)

私から一言なんですけど、中山間地域の農業うんぬんという場合絶対出てくるのが、1つは耕作放棄だと思います。耕作放棄にかかわる問題、それともうひとつが獣害、動物の害ですが。とくに三重県の南部の方だと避けて通れないと思うんですが、その辺りの対策は、ちょっとこれとは直接つながらないのか、それはまたこれこれ考えていますというのがあるのか、また説明していただければありがたいと思います。また、次回でいいです。その他はいかがでしょうか、次回の審議に向けるということで、今の事業についてはここまでといたします。

(農業基盤整備課長)

確認させていただきますと、負担率の関係と、それともうひとつは、この事業と耕作放棄のことと、獣害対策についてこの事業でできるかとか、そういうところを中心にご説明させていただきます。長々すいませんでした。また、よろしくお願いします。

(委員長)

はい、では、その次に移りたいと思います。

(水産基盤整備課長)

すいません、水産基盤整備課長の太田でございます。今日はよろしくお願ひいたします。それでは、映写資料と手元の資料を見ていただきながら簡単にご説明させていただきたいと思ひます。資料番号 506 番、県営広域漁港整備事業宿田曾地区でございます。本地区につきましても公共事業事後評価実施要綱 3 条に基づきまして、事業費が 10 億円を超え、事業完了後 5 年を経過したことから今回のご審議をお願いするものでございます。それでは、はじめに宿田曾漁港の場所でございますが、資料の 2 ページに地図がございますので合わせてご覧下さい。宿田曾漁港は度会郡南伊勢町五ヶ所湾のですね、東入口でございます。このため太平洋に面した、台風なんかは波が強いような地域でございます。赤色に囲んだ部分が宿田曾漁港になります。

次に、それでは 1 ページ戻りまして、事業の着手理由の上段の部分のところでございますけれど、宿田曾漁港の役割でございますけれど、水産物の陸揚げですとか、あとは漁船を増やすための漁業活動の拠点であるとともに、市場がございますので、そちらの水産物の流通の出発点というようになりますし、地域の重要な位置づけがございます。利用状況といたしましては、ちょっとここには書いてないですけど、利用漁船が 293 隻、漁獲量が 441t、それから利用金額が 3 億 1,700 万円、それから主な魚種としてはアジとかサザエ・牡蠣、伊勢海老等でございます。次、真ん中のほうのですね、事業の着手理由のところなんですけれど、前のスライドの右下の写真をちょっと見ていただきたいんですけど、台風や大型低気圧が来襲した場合には、防波堤の上から波が越波してですね、湾内に入ってくるような状況でございました。そのため左下の写真なんですけれど、これが湾内の写真なんですけれど、台風なんかの時は、湾の中がこのような波が起こるような状況になっておるといふことで、ここの漁船もですね、台風が来たときは他のところへ避難しなければならぬような状況でございました。次に右上の写真ですけど、漁港内ですね、整備、漁をするためにですね、網を整理しなくちゃいけないんですけど、それをするスペースがなくて、この通路のところで広げてやっているような状況でございました。そういうところを受けて、今回整備を実施させていただいたというところでございます。

次に整備の内容ですけど、全体計画のところに記載させていただいてあるんですけど資料では、事業期間としては平成 6 年から 20 年。総事業費約 41 億円になります。具体的な整備内容といたしましては、1 ページ中段に書いてございますが、2 ページ目の下にもですね、主な施設をご紹介します、書かせていただいたんで、そちらと一緒に見ていただきながらやっていくと、どんなものを行ったかというのが分かると思ひます。2 ページの下着色した部分がですね、今回整備したところになります。場所といたしましては、先程の波の話がありますので、港内の静穏度を高めるために、1 番から 5 番まで、防波堤ですとか突堤の整備を実施さ

せていただいております。これが先程の波の防止の為の整備でございます。次に必要な用地を確保するという事で、6番の岸壁を整備させていただいて、その後の用地を確保させていただいてます。これが番号8番になります。その間に7番、ちょっと分かり難いんですけど、道路がその用地を利用するための道路を整備させていただいております。

最後に3ページの費用対効果になるんですけど、再評価時におきましては1.21あった効果なんですけれど、若干船の量が減っておりますして今回1.02というようなかたちになっております。発生してる効果としては先程の港の中で静穏度が向上した効果ですとか、用地確保によって作業が効率化されたというような効果を見させていただいて、今回1.02というような状況になっております。説明としては以上でございます。よろしく願いいたします。

(委員長)

はい。506番宿田曾事業についてご説明いただきました。委員の皆さんいかがでしょうか、ご意見・ご要望お願いします。はい、どうぞ。

(委員)

すいません、遊水地を利用した防波堤ですね。新しく造った施設の防波堤の前に遊水地を造ってその前に造りましたね。

(水産基盤整備課長)

そうですね。

(委員)

あれ全国的にも珍しいですわね。あれも効果っていうんですかね。非常に良かったのかですね、失敗なんか、良かったのだったらですね、今後進められると思いますので、そこらへんのところをお教え下さい。

(委員長)

はい、というご意見が一つですが、その他はよろしいでしょうか。はい、どうぞ。

(委員)

すみません、B/Cが減ってるところで、船の利用が減っているというご説明がありましたけれど、その理由をどうしてか、どうして減ってきているのかという近頃の状況をお示しいただくといいかなと思うんです。

(委員長)

その他はいかがでしょう。次回の審議にむけてご意見等ということですが、よろしいでしょうか。はい、では特にないようでしたら、事業概要の説明についてはこれで終了といたします。事務局の方から連絡は何かありますか。

(事務局)

特にございません。

(4) 閉会

(委員長)

はい、よろしいでしょうか。では、長時間にわたってありがとうございました。これで本日の議事を終了といたします。

(公共事業運営課長)

それでは、これをもちまして平成 26 年度第 3 回公共事業評価委員会を終了させていただきます。委員の皆様どうもありがとうございました。